

博物館政策のこれから

2019年11月23日(土)

東京大学本郷キャンパス 法文2号館 一番大教室

日本文化政策学会

共催:文化資源学会・文化資源学研究室

後援:日本博物館協会

日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究(B)「文化政策における政策評価の制度・方法・指標に人文知を応用して構築する研究」

◆ 当日プログラム ◆

- 14:00 開催趣旨の説明
- 14:05 登壇者のご紹介
- 14:10～15:20 前半部分の議論
- 15:20～15:35 休憩
- 15:35～16:45 後半部分の議論
- 16:45 会場からの意見
- 17:00 閉会

◆ パネリスト・プロフィール ◆

榎本剛:文化庁企画調整課長。文化庁記念物課長、内閣官房参事官(文化経済戦略)などを経て昨年10月より現職。文化庁にて、博物館政策全般や独立行政法人制度等を担当。文化政策の立案と実施にあたり、常に歴史的に振り返りながら取り組むことを信条としています。

佐々木秀彦:東京都歴史文化財団事務局企画担当課長。江戸東京博物館、江戸東京たてももの園、東京都美術館の学芸員を経て現職。専門はミュージアム論、文化資源論。著書『コミュニティ・ミュージアムへ』(岩波書店)。

佐久間大輔:大阪市立自然史博物館学芸課長代理。菌類・植物担当。博物館を取り巻く人々と一緒に自然を探求し、考えています。著書『きのこの教科書』(山と溪谷社)『ミュージアムのソーシャル・ネットワーキング』(樹村房)

高尾戸美:多摩六都科学館研究・交流グループリーダー、合同会社マーブルワークショップ代表。2つの博物館の勤務、全国の博物館の企画設計およびリニューアルプロジェクト業務を経て現職。専門は博物館展示論、ワークショップデザイン。

橋本麻里:ライター・エディター、公益財団法人永青文庫副館長。出版社勤務を経てフリーランスに。新聞、雑誌等への寄稿、テレビ、ラジオ等の美術番組にも出演。著書に『美術でたどる日本の歴史』全3巻(汐文社)、編著に『日本美術全集』第20巻(小学館)。ほか多数。

松田陽:東京大学大学院人文社会系研究科准教授(文化資源学研究室)。ユネスコ本部文化遺産部コンサルタント、英国イーストアングリア大学世界美術・博物館学科准教授を経て、現職。文化審議会正会員。専門は文化遺産研究、文化財政策。

柳沢秀行 公益財団法人大原美術館 学芸課長筑波大学芸術専門学群芸術学専攻卒業。1991年～岡山県立美術館学芸員。2002年～大原美術館学芸員。2005年より現職。各種企画展を担当すると共に、年間のべ3千名を数える未就学児童の受入れ等の社会連携活動を統括する。

◆ 司会 ◆

小林真理:東京大学大学院人文社会系研究科教授。専門は文化政策、文化行政。

◆ 当日運営 ◆

鄭仁善(助教)、今井祐(修士課程1年)、リー・カーフィ(修士課程1年)

第1部

- (1) 自己紹介を含め博物館の現状と課題意識について
- (2) これまでに博物館が大事にしてきて、何ができてこなかったか（それはどのような理由と考えているか）

小林：2017年に文部科学省設置法の改正によって、博物館の所管というのが文科省から文化庁のほうに移りました。

実は、この間、私もいろいろところで日本というのは博物館政策というものがないということを書かせていただいたりもしたわけですが、これをきっかけにして博物館に関する政策を実際に行い出すというか、開始する非常に重要な時期に来ているのではないかと考えています。そのことを考えている時に、実は、ご登壇いただいている文化庁の榎本さんから、今後、博物館政策を考えていくことを広く拓いてやりたいというお申し出がありました。それで、学会等でいろんな意見を聴きながら、博物館政策を考えていくことができないものだろうかというご相談を受けまして、それはぜひいいことだと、いいことだからぜひやりましょうということになりました。文化庁は何もお金を出してくれませんが、こういう形でやることになった次第でございます。

それで、まさに好機であると捉え今日は、今後どうしていけばということをごさまざまな意見をまず出し合う場だと考えているということですが

ご存じの方もいらっしゃるかもしれませんが、このたび、11月に文化審議会の博物館部会も設置されまして、博物館のこれからについて考えていく部会ができたということもあり、そのスタートアップもつい最近したばかりなんです。何がどうなるかという部分でいろいろな意見があると思います。

今日、ここで何かを決して提案しようというわけではなく、皆さんがそれぞれの現場をお持ちで、いろんな思いを抱えていらっしゃると思います。それを、100%聞くということではできないにしても、どういう問題があって、どういう仕組みなり制度をつくっていけば、今後の博物館が良くなっていくかを考える最初の場にしたいと思っています。

できれば、今後何回かこういう場が設けられればと思っていますので、そのような趣旨だということをご理解いただきたいと思えます。

それから、もう一つだけ付け加えさせていただきますと、文化庁というところと最近ありました。今もそれらについて何か解決しているわけではないような、何とも言えないような雰囲気がありますが、きょうはその話はしないということにさせていただきます。それは別の場でしていただく、あるいは、日本文化政策学会も12月に大会がございまして、そちらでそういうものを扱うプログラムもありますので、それについてはそちらでや

っていただくということにしたいと思えます。よろしくお願ひします。

それから、きょう、一応、私が代表を務めている科研の科研費の助成金を使っていることもあり、記録を残させていただきたいと思っています。写真と録音を録らせていただくことになっていきますけれども、写真を撮られては困るという人はお申し出ください。彼女が写真を撮ってくれる学生ですが、その人に一言言っていただければと思います。どうぞご協力のほうをよろしくお願ひします。それでは、早速ですが、登壇者をご紹介したいと思います。

皆さんから向かって右側から、このチラシの方々になっております。

文化庁の榎本さんです。

榎本：榎本です。よろしくお願ひいたします。(拍手)

小林：続きまして、東京都歴史文化財団の佐々木さんです。

佐々木：佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。(拍手)

小林：大阪自然史博物館の佐久間さんです。

佐久間：佐久間です。(拍手)

小林：多摩六都科学館の高尾さんです。

高尾：高尾と申します。よろしくお願ひいたします。(拍手)

小林：永青文庫の橋本さんです。

橋本：橋本です。(拍手)

小林：大原美術館の柳沢さんです。

柳沢：よろしくお願ひします。(拍手)

小林：東京大学、私の同僚の松田です。

松田：よろしくお願ひします。(拍手)

小林：それでは、これからプログラムを始めていきますが、実は、後で休憩時間の時にも皆さんにご意見を頂きたいと思っていますが、きょう、4つのポイントをパネラーの方々にお話しいただきたいということをお願いしています。このQRコードを後ほど休憩時間も出させていただけますと、そこに皆さんも適宜入力をしていただきたいと思います。私たちがいろいろ後ほど考えていく上でも参考になると考えています。うまく読み込めない人は、後でまたご連絡いただければと思います。

それで、最初の前半ですが、きょう、パネリストの方々には自己紹介を含めて博物館の現状についてどういうふうにご思っているか、どういう課題意識があるかということをお話しいただくことになっていきます。皆さんもそれに対してパネラーの話したことを聞いてからでもいいですし、ご自身で感じていることがあると思いますので、そういうことを入力していただけたらと思っています。

それから、前半の2つ目ですが、これまで博物館が大事にしてきていることで、何ができな

かったと考えているかということをお話していただくようお願いしてあります。それは、どんなような理由だと考えていますかということも含めてお話しいただくことになっています。前半はこの2つを投げ掛けて、適宜、皆さん、それは上手に料理をしてお話ししていただくことになっています。

というわけで、自己紹介かたがた早速始めていきたいと思います。

いきなりですけども、榎本さんのほうから。パワポを出しますね。

榎本：榎本です。よろしくお願ひいたします。

最初に2つの論点を頂きました。

先ほど小林先生からお話が合ったとおり、今月から文化審議会に博物館部隊を立ち上げました。かなり判断の要る事柄でしたが、これまで文化審議会では、例えば、著作権や国語など幾つかの個別テーマについては常設的に議論をする場があります。ただ、博物館ということに関して恒常的に議論するという場がなかったんです。

美術品補償は個別テーマとして議論をしていますけれども、博物館施策全体を議論していきたいと思ったのがきっかけです。最初は昔話をします。

明治4年、文部省ができ、博物局という局がありました。翌年、明治5年には博覧会を湯島聖堂で開催して、15万人観客が来た。入館料は1人2銭でした。当時は、文部省予算が確か年間130万円、うち博物館予算は全部2,000円という記録が残っていますので、その2,000円の予算でこの展覧会を立ち上げた。これが非常に国内で人気を博した翌年、ウィーン万博に参加し、そこで日本のいろいろなものを持っていった。ここで日本の文化が非常に関心を得た。翌年には起立工商会社をつくって日本のいろいろな工芸品などを輸出産業にしていった。

いろいろなものを見たいという方がいる、海外にも見たいという方がいる、それを産業にもつながり得るという話は明治の初めからありました。

次のスライドに行きますと、一番左側は明治5年の文部省の文化財調査の時に撮った名古屋城の写真です。見ていただきますと、シャチホコがないのです。

なぜかという、そのシャチホコは先ほどの湯島聖堂で展示をしていた。それで、ウィーンにも持って行った。最初、名古屋ではもう名古屋城は要らない、シャチホコももう溶かしてしまおうという方針で城から下ろしたわけですけども、これが多くの人の関心を得たということで、やはりシャチホコは戻そうということで、明治12年に戻しました。

何がみんなの関心を得るか、何に価値があるかというのは後になって分かるか、当事者で

は分からないことがよくあるなということを感じます。

次に行きますと、『国立科学博物館百年史』に出てくるんですけども、最初は文部省で博物館を始めました。ただ、途中から、明治6年から博物館の担当が太政官政庁に移って、これは、今で言えば内閣官房に当たり、そこが博物館の所管になったんですけども、当時、文部省は、「博物館の権限を返してくれ」という要望を太政官政庁に出します。当時、博覧会事務局には、町田久成、初代の東京国立博物館館長ですけども、町田久成は、いや、文部省には戻らない、その世界に冠たる博物館をつくっていくと。動植物はもちろん古器旧物その他の新発明のものに至るまでことごとく網羅する博物館をつくっていくことに情熱を燃やした。

一方、文部省側の当時トップの田中不二麿は、「いや、これから学校教育との連携というのが大事なのだ」と、学校教育との連携ということを大変強く訴えていた。

一方、町田のほうは、学校教育とは別に博物館をつくるんだと言っている。

最終的には、明治8年、博物館の権限が文部省に戻ります。しかしながら、博覧会事務局は相変わらず太政官政庁に残っています。文部省は博物館の名義だけを返して返してもらう。そして、博覧会事務局の博物館が今の東博に至ります。

また、明治の初めから「日本のものを見たい」という外国の方が大変いっぱいいた。これは、明治6年に京都で内国博覧会があった時の外国人向けのガイドブックですけども、当時は内地雑居が始まる前ですから外国人はなかなか国内を自由に旅行もできなかったのですが、京都の博覧会をやった時には行けるといっているので、こういったものができた。当時、廃仏毀釈でいろいろなものが傷んでいた中で、内務省も文部省も補助金を出していきながら古社寺の保存に努めていった。それが国宝保存法や重要美術品等保存法にもつながり、戦後の文化財保護法へとつながっていった。古いものを守っていこうとなった。

大正、昭和と行きますと市民文化の成熟の中で、美術あるいは博物館に関するいろいろな取り組みも出てきます。

大正11年には松方幸次郎のコレクションの展示会、大正15年には、現在の東京都美術館が開館していた。昭和5年には大原美術館も開館という中でアート、博物館、美術館に関する事業がだんだんできてきていた。

一方、政府では通俗教育という言い方で当時は施策を進め、大正7年、臨時教育会議が通俗教育の改善の提言を出した際に、博物館の改善、充実が挙げられた。通俗教育という用語が、その後、社会教育になって今に至っています。

次に行きますと、前回の東京オリンピックの
時にも文化は大きな柱でしたので、国内の美術
館、博物館等の文化行事を昭和 39 年 10 月に集
中して開催していました。

昭和 43 年、文化庁が設置された、その際、文
化の振興、普及、文化財の保存、活用、それか
ら宗教が任務でした。

小林先生に紹介していただいた平成 29 年に、
文化芸術基本法ができ、文化、芸術そのものの
振興、これを前提としながら、観光、まちづく
り、国際交流、福祉、教育、産業等の施策を取
り込む、そういったことにしていながら、文
化芸術の継承、発展、創造につなげていくとい
う、より文化振興だけにとどまらない大きな概
念を打ち出しています。

そうした中で、平成 30 年、文化庁の機能強化
ということで、文化庁の役割が広がっています。
文化の振興、文化に関する施策の総合的な推進、
国際文化交流に加えて、博物館による社会教育
の振興、これが一本の柱になっています。そし
て、宗教となっていて、非常に文化政策全般
で見た場合、博物館にとって明治以来いろ
んな動きがあり、冒頭、小林先生から 2 つと
いうふうに言われたんですけれども、自分の後
半で続きをお話しようと思っています。

今日、話題になっているいろいろな博物館に
関する要望は、実はこの歴史の中では頻繁に出
てきている。

冒頭、ここまで。

小林：ありがとうございます。

では、佐々木さん、続いて、よろしくお願
いします。

パワポを出しますね。

佐々木：お願いします。

私の前半にお話するレジュメを刷って
いただいています、この「新しい時代の博物館
制度の在り方について」というものがあります。
表裏になっていると思うんですが、これですね。
これをご覧いただければと思います。

今回の催しの開催趣旨を小林先生に書いて
いただいているんですけれども、その中に、10
年前に博物館法改正が検討されたということが
書かれています。朝日でしたか新聞で、「期待
はずれ」というふうに大きく出て、本当にそう
だなと思ったわけなんです。

当時、私は、文科省が設置した協力者会議の
一員で、抜本改正を目指して検討しておりました。
それが抜本改正どころか、文言の修正とい
う形で超部分改正になってしまっていて、かな
りの挫折感を味わった経験があります。

そのことを皆さんで共有して、これからどう
やって考えていったらいいのか、ということに
つなげられればと思っています。

当時の議論の概要がスライドにしたペー
パーにまとまっています、これは何から取った

かという、一番上に書いてありますとおり、
当時、協力者会議が出した法制度の見直し、改
正に向けた報告書になっています。

この中に書いてあるんですけれども、何を目
指していたかという左側の一番下に「改善の
方向」というのが出ています。要は、博物館関
係者は現状と法の乖離（かいり）、現状と法制度
が違ってしまっているところをこの際直すん
だと、千載一遇のチャンスだということですね。

何で法改正の議論が始まったかというす
ごく大きな話があって、当時、教育基本法が改
正されたんです。博物館のためにこの法改正議
論が始まったのではなく、教育基本法が改正さ
れたと。それに基づいて社会教育法の関連の動
きも併せて改正するというので、内部とい
うか、業界、関係者からわっと出てきたもの
ではないんですけれども、われわれとしてはこ
ういふことでもない一向に変わらないので、
この機会にいい方向にしていきたいんだとい
う意気込みで取り組んだんです。

この乖離というところは、博物館の現状の中
に「登録博物館」「相当施設」「類似施設」と
書いてありますけれども、登録制度が全然現状
と合っていない。国立も入っていないし、教育
委員会が所管しない施設がいっぱい増えてし
まっています。あまり機能していないところ
です。

あとは、その流れで学芸員のことがあります
けれども、これもご承知のとおり、この当時全
国で学芸員として仕事をしている人が 6,200 人
ぐらいたみたいなんですけれども、有資格者、
単位を取って学芸資格を取れる人、年間 1 万人
ぐらい出ているという状態ですね。皆さんも
有資格者の人が多いかもしれないんですけれど
も、「それはちゃんと基礎力を養成できている
んですか」という話を前々から。これをこの際、
直していきたいというところがあったわけ
です。

どういう改正を目指しているのかという
と、21 世紀の博物館像ということで、「伝える」「集
める」を基礎に。これは基本機能です。「探求
する」「分かち合う」博物館だよという、皆
さんと一緒にいきましょうという考えを入
れています。

私、個人的には大学院生の時に伊藤寿朗
さんが出した第三世代の博物館とか地域博
物館論に相当影響を受けていて、こうい
った考え方を博物館制度に打ち込んでい
くんだという、当時の、志といたらきれ
いなんですけれども、野心満々で変
えていってやるぞということでき
なりコミットしたわけなんです。

それ以前に、法改正もそろそろやらな
きゃということで、日本博物館協会が、
当時の副会長から会長になられた中川志
郎さんという方、上野動物園でパンダ
が来た時に飼育課長をされ

ていた有名な方ですけれども、中川志郎先生が非常に高い理想を掲げて、「対話と連携の博物館」という、博物館のこれからの指針を出していました。そういった議論の流れで第三世代論といった考えを法制度の中に入れていこうと。

対話と連携の博物館は、市民と共につくる新時代博物館とうたっていて、関係者がつくっているのではなく、皆さんが共にミュージアムの機能をつくっていききたいという思想があったわけです。そういった考えを基調に、では、制度の見直しのどういうところをやっているかということところが、この下の真ん中辺にあるんです。

博物館法というのは、結局、突き詰めると、登録制度と学芸員の資格なんです。すごくざっくり言うと実効性のある部分で、これを変えようということでした。定義も資料の範囲をどうするのかという議論もかなりしていたわけですが、主に登録制度です。登録制度については、ある種、ベーシックなスタンダードをつくってやっていこうということがありました。

当時先行してイギリスで基準認定制度、当時は登録制度とっていましたが、新しくできたんです。それがかなり実効性のあるもので、博物館の底上げに役立ったというのをこつこつ調査研究していて、それを参考にしたものを作っていったらどうかというのが裏にありました。

ここはちょっと後半にお話しします。

学芸員の養成。学芸員についてはここにありますがけれども、問題点は12単位で取れると。社会教育主事とか司書に比べると楽ちんだということで、それでいいんですかというお話でした。

当時、単位数を、社会教育主事、司書と同じぐらいの単位数に拡充して、それを学芸員基礎というものにして、学芸員というのは、1年以上の実務経験を経た人に出そうと。つまり任用資格にしてしまうということです。ちゃんと学芸員として働いている人に資格を出していくというふうにしたらどうかと。併せて大学院レベルでの専門教育をやっていくよということです。

この大学院レベルの専門教育は欧米の Museum Studies 専門のコースのようなものを想定していました。やはり専門分野を持っていて、プラス修士レベルぐらいの博物館学、博物館研究の知見という発想で考えていたんです。

私個人としては、学芸員基礎資格は単位数の拡充ではなく、単位数を少なくしようと主張していました。それは何かというと、大学の学部レベルでの学芸員資格というのは理解者養成だといわれているんです。公然とそういうふう

に言って授業を開講している先生もたくさんいます。理解者養成。即戦力なんてとんでもないという話ですね。

理解者養成だったらそれに特化したらいいいんじゃないかということで、当時からボランティアの活動やインターン、ミュージアムに関わる一般の人の力というのは非常に大きなものがあるなと思っていたので、学芸員基礎資格は単位数を12単位ではなくて、8単位でも何でもいいし、実習なんていうものはやめてしまって、もっぱらみんなで見学に行きましょう、いろんなミュージアムを知っていただく理解者をたくさん増やして、大学でもばんばん開講していただいて、ミュージアムと一緒につくっていく人たちに開放するような資格にしたらいいいのではないかと主張していたんですけれども、さすがにそれは通らなくて、ちょっと横並びで行くんだということで単位数を増やしたということもありまして、結果、9科目19単位になったんですかね。

だから、本当はセットで考えて、任用資格でちゃんとした即戦力を養成するというコースと理解者をたくさん養成しようというものの両極を主張していたんですけれども、両方が実現なくて間を取って学部レベルで単位数が増えて、受講者が減ったという、中途半端な結果になってしまったという現状にあります。

結局、どうだったかということ、冒頭にありましたように、「期待はずれ」、抜本改正はやらないという結果になりました。学芸員資格も単位数を増やすだけ、登録制度はいじらないということになっていて、当時の文科省の英断だったのか、普通、法改正をするんだったら、報告書というのはお作法として法改正に沿った報告書にするものですよ。でも、われわれのそんなさまつな枝葉の改正なんて聞きもしないし。

当時の社会教育課の課長さんとか企画官の方たちはそれなりに頑張ってくれて、この理想的な考え方をちゃんと通して報告書は報告書としてしっかり出しましょうということになり、結果が伴わない政策提言みたいになってしまっているんですけれども。でも、きちんと出しといて良かったなとは思っています。当時、ここまで議論をしたよという証拠になったので。

中途半端な報告書を出して協力者に名を連ねるとなんか国策協力者みたいな感じで非常に居心地の悪い思いをしたんですけれども、一応、言うことは言ったぞという形になったんですね。

実際、法は変えられなかったんですけれども、告示レベルのことで、文科省で変えられることは変えられた。例えば、望ましい基準というのがあるんですけれども、これが抜本的に変えて、文言や考えが古くなってしまった部分は当時

の考え方に基づいて全面的に変えられたという、その程度のものでなくなってしまったのです。

これが、当時の 2000 年代の初めから法改正に至るところまでの流れというのを、きょうの登壇者の紹介のところに書いてありますけれども、『コミュニティ・ミュージアムへ』という本の中に今お話ししたことを忘れてはならじということで書き留めています。なぜ駄目だったかということを含めて。ご興味のある方は読んでいただくと出てきますが、何が一番の壁だったかという、私立大学がこぞって反対です。

もう散々言われて、この提言をつぶされた時に「われわれは勝利した」とかと言っていた博物館学の先生がいて。何が勝利なのかねみたいな。何を勝ち取ったの、あなたの仕事でしょう？というふうに私は思ったんですけれども。

要は、学部レベルで国家資格を出さないと嫌だ、困ると。開講できなくなるし、非常に困るということで、私立大学が動けば文科省にいろいろ言うてくるわけですね。議員さん、文教族が出てきて社会教育課の外にさえ法改正議論が出ない、報告書を協力者に作らせておしまいということで、何とも政策には反映できなかったという、そういうことで「期待はずれ」の法改正の議論はいったん終わったということです。

では、どうしていくのかというのは、後半で議論したいと思います。

以上です。

小林：ありがとうございます。

では、佐久間さん、お願いします。

佐久間：佐久間と申します。お願いします。

ちょっとさすがに 180 度後ろ見ながらの説明はきついので、ステージ端で立たせてもらいます。

大阪の自然史博物館の佐久間と申します。改めましてよろしくをお願いします。

非常にフランクな格好というか、ラフな格好をしています。一応、この間の ICOM を踏まえまして、Museums are Not Neutral（中立の機関である前に独立の機関であれ）のスローガンのスウェットを掲げてきょうは登壇させていただきました。

私自身は自然史博物館の学芸員ということで、専門はキノコなど、植物とか、いろんなことをやっていますけれども、スライドには大体どんなことをやっているのかなというのを本だけ並べてみたという感じなんですけれども、キノコの教科書というのは、去年の夏にやった特別展をもう一回、本に書き直したという形になっています。

きょうのお品書き、きょう何をしゃべろうかというのがこの辺に書いてあるんですけれども、もともとキノコ、それから里山の話から始まって、もちろん博物館ですから、市民との連

携でいろんなことを進めていっていろんな形をやりました。

『きのこの教科書』は理科教育の話とも絡んでいますので、今もう 2 刷が出ていますので、ぜひお買い求めください。

宣伝はそのくらいにしといて、一番今言わなきゃいけないのは、地方公共団体の総人件費抑制です。この間の災害の時でも下手をすると地方公務員の半分以上が非正規だと言う現状があると報道がありました。3 分の 1 とか半分とかいろんな言い方をしていますけれども、当然、ということは地方博物館の学芸員も半分近くが非正規だったりするわけです。

実は、大阪の自然史博物館でも、15 人学芸員がいるんですけれども、去年は 1 人、館長も嘱託だったんですけれども、若手、一番若手の 4 人が年次雇用でした。この春、地方独法化したので去年まではということです。大阪市という、日本の有数の大都市であってもこの状態でしたから、そういう状況まで来ている。

総人件費抑制でうちの博物館なんかは実はもう既に直営から指定管理にもう平成 18 年から移行していました。大阪市の外郭団体、指定管理になるということは、もちろんコストの削減ということもあるんですけれども、民間のもちろん競争入札になれば、永年雇用というのはもちろんかなわない。

それはさすがに文化政策としてまずいだろうという形で、多くの都市で外郭団体に指定管理をさせるといったところがありました。

大阪市の場合は、競争入札をせずに、博物館はこの行政上の理由で指定管理を外郭団体にさせるんだという形で、そこは的確な判断だったと思うんですが、実は外郭団体であっても、今、行政が出資している団体の多くというのは、やはり人件費抑制を厳にいらまされておりますので、相当な理由をつけない限り、なかなか永年雇用できないんです。ということは、やはり非正規化が進行する。

指定管理制度というものを地方行政改革法の中で博物館もまた導入されたわけなんですけれども、この中で永続的なのか、長期の雇用を実現させて継続的な文化行政をしていくことがなかなか難しくなってきました。

博物館の学芸員というのは、地域の文化的人脈の要ですよ。いろいろな、古くからのその地域で活躍している歴史であり芸能でありというものの担い手の人たちと、博物館が仲立ちになって若手研究者とつないだりする、そのつなぎ手は誰になるかといったらやはり博物館の学芸員だったりしますから、そういう要がなくなってしまう。非常勤が数年で変わってしまうような状況だと、つなげる話がつなげなくなってしまうんです。それは「もの」に対しても同じです。もちろん標本の台帳があるからいいで

はないかと思うかもしれない、ただどうしたってそういう「もの」に関しては、それ以外の口伝というのは多いです。

長期展望を持って博物館や地域の文化の将来を語る人材というのがいなくなりました。だから、古手の学芸員が延長雇用でいるというよりは、若手から中堅の学芸員が20年後をにらんでどうやっていこうかと考えてくれる人材として、これが必要なんです。これが指定管理制度でなかなか難しくなりました。

うちの博物館の場合には、地方独立行政法人という形に移行しました。なので、先ほど言っていた4人の若手というのは永年雇用で切り替わりました。これは、制度を使って、壁を乗り越えたところなんですけれども、もちろん人件費的には少し上がっています。なので、これから先、中長期的なことと言うと国立博物館がその交付金削減でやはり難しくなっていくように、大阪もこれから先どうなっていくかわかりません。IRがどうなるかわかりません。万博がどうなるかわかりません。こういったことによって博物館はやはり左右はされます。

これは、大阪という大都市でもそうなんですけれども、もっと言えば、過疎化が進んでいくような、もっと地方になったらもっとひどい状況なわけです。もっと厳しい状況なわけです。正規の学芸員がゼロという博物館も少なくありません。非正規の学芸員しかいない。あるいは、非正規の学芸員もいないというところも多くあります。

だから、博物館というものを、今、先ほど養成のほうの話で言っていたいただきましたけれども、地方の現場で博物館をキープして、地域の文化をキープして、20年後30年後につなげていくためには、その基盤になるところの博物館の雇用、正規学芸員の配置というのをどう支援するのか。

先ほど登録博物館制度の議論がありました。登録博物館制度をどうするかという研究会を佐々木さんともずっと一緒にやってきたんですけども、一番基盤になるところ、この条件をクリアしたらちゃんと支援がもらえるよみたいな形でもって一番ベースのところの正規学芸員の配置みたいなところを応援するような形にしないとなかなか難しいんじゃないのかなと。これを1つ目に言いたいです。

地方独立行政法人だけで全てが解決するわけでは全然ないです。今の地方独立行政法人制度はかなり大規模な博物館でしか適用できない形ですから、これだけではなかなか厳しいですよ。

もう一つ、佐々木さんと違う観点で今の博物館法に関して私が見ると、あの博物館法は個別の博物館のことしか書いていない。要するに、個別の博物館にどういう学芸員を置くべきか、

館長を置くべきか、建物はどう在るべきか、登録制度はどうするかみたいなそういう形で書いてあります。博物館同士の関係というのはほとんど規定がないんです。

図書館法も、法というよりは「図書館の望ましい在り方」とかそちらのほうになりますけれども、あちらで行くと都道府県立図書館と市町村立の図書館がどういう関係にあるとか、国立国会図書館とどう協力体制にすべきかなどという言及がなされるんですが、実は博物館には国立博物館と地方博物館がどう協力するかというのはどこにも書いていない。

博物館同士がどうするかを何も書いていない。つまり、博物館法で書いてある博物館はスタンドアロンモデルなんです。自分のところで自己完結しなさいよ、ちゃんと回しなさいよと。お互いに助け合うという前提ではないです。

だから、ネットワーク化というのも実はすごく重要な観点なんじゃないかと。相互支援ができる安定化ということがすごく必要なことなんじゃないかというのが私の意見です。

1枚でこれだけしゃべっているとなかなか時間が足りなさそうなんですけれども、

「新しい時代、新しい仕事」になっても「昔のままの人員と予算」とか無理なことを要求されている、これが次に言いたいことです。

インバウンド対応、もちろん誰が見ても必要でしょう、文化観光戦略、国の側で音頭を取って地方もそれに乗っかっています。デジタルミュージアム、ジャパンサーチ、いろいろ博物館が旧来から比べるとやらなきゃならないことは増えました。

ただ、これらの仕事ですぐに博物館にインカムがあるわけではない。地方で税収がすぐ上がってくるわけではない。まちづくり、地域合意形成、それから、地域文化遺産とか文化財防災だとかいろんな話がある。新しいミッションとして博物館に降ってきます。というか、これは当然私たちも博物館としてやるべきことだと感じています。UNESCOの勧告の中にもきちんと書いてあります。ICOMの新しい定義の中でもこういう要素はみんな入ってきています。インクルーシブ、ユニバーサル、新しいミッション。だが、それに対応するための資源がない。

何を言っているかということ、まず、先ほど言いました「人、お金」もそうです。もう一つ、収蔵庫も足りない。要するに、博物館の「もの」だけ守っているという時代じゃなくて、「地域にあるいろんな文化財をちゃんと守っていかなくちゃいけないよね」というふうな形で考えた時に、あるいは、どこかが被災したという時に「何か手助けを」といった時に受け入れができる収蔵庫の余裕がある博物館というのは、今、全国にほとんどないです。ここにどう投資をするのか。ただ、ここに投資すると思っても、な

かなか地方の、例えば、大阪市内だけの活動をするための博物館ですと規定されている博物館に大阪市外のために収蔵余地を、と大阪市に要求しても難しい。

要は、地方の〇〇町とか〇〇市のニーズだけを満たしている博物館でその仕事だけをやりましょうという世界の中で回そうと思うと、ちょっとこういう広域的、あるいはナショナル、国家戦略的なことに手を出そうにもなかなか自分のところからリソースを割いてもらうことができない。ということは、国レベルのいろんな全国的なスタンダードとしていろいろと協力しなきゃいけないような、こういう新しいいろんなことにどう資源を措置するのかというと、何か考えなきゃいけないよなという形になるわけです。

だから、その全ての博物館にお金を配りましょうというのなかなか難しい話になっています。それで、いろんなことを考えなきゃいけないと思うんですけれども、多分、「それぞれに機能を持ったネットワーク」で課題解決の手伝いをするというのが一つの可能性なんじゃないかと。さまざまな役割をそれぞれに果たすために、「冗長性のあるネットワーク」みたいなことを考えなきゃいけないんじゃないのかなという形を提案しています。

これは、ずっとしゃべっていると後半の話題がなくなっちゃうので、この辺に一回止めておきましょうか。

小林：ありがとうございます。

では、高尾さん、お願いします。

高尾：多摩六都科学館の高尾と申します。

私は、多摩六都科学館の研究交流グループのリーダーを2年半ほど前からしていますが、実は私はちょっと立場が変わってまして、合同会社 Mable Workshop という小さな会社を運営しており、受託でこの仕事をしています。札幌出身で、豊平川さけ科学館というところに私の博物館の原点があります。ボランティア活動後、少し働かせていただいてから東京へ出てきて、いろいろな展示づくりに携わり、縁がありまして、今の館に来ました。

博物館の現状と課題のところですが、今までもう佐久間さんや佐々木さんがいろいろとお話してくださったので、当館の現状についてできていること、できていないことについてお話ししたいと思います。

多摩六都科学館は、多摩北部にある5市がつくった科学館です。小平、東村山、清瀬、東久留米、西東京が共同で設置しています。

運営のほうは組合という形式になっています。2012年から指定管理者制度が導入され、乃村工藝社という民間企業が運営する科学館になっております。現在、2期目になっております。

多摩六都科学館の場所ですが、皆さん、ご存じでしょうか。この星印が付いている所、西東京市にあります。23区から少し外れた場所にあります。こちら赤で囲んだ所が多摩六都科学館が主に対象としている5市になります。人口が全体で大体74万人おります。

多摩六都の名前の理由は、6つの行政がつくった科学館とですけども、旧田無市と保谷市が合併しまして西東京になりました。昨年度は、24万4,000人のお客さまが来館しました。人口だけで見ますと、私たちが対象としている圏域の3分の1ぐらいの方が来館しています。ですが、商圈といたしましては、その前後に隣接する23区や埼玉県所沢などの方も3分の1程度来館しています。

私たちの科学館の運営について、お話ししたいと思います。

5市の連携については多摩六都広域連携プランというものがあります。こちらは、多摩北部の行政が協力してやっていこうというもので、この中にアクションプランというものがありまして、抜き出したのが以下の2つです。知性と感性を豊かに育む多摩六都、多摩六都の魅力を発信する、この2つの実現を図るための拠点として、多摩六都科学館に一つの役割があります。それに基づきまして基本理念が5つありまして(1. 科学と人間の調和を目指す、2. 文化としての科学を追求する、3. 専門性とエンジョイメントの両立を図る、4. 地域コミュニティの生涯学習拠点となる、5. 徹底した利用者中心を追求する)、こちらが第一次基本計画で作られたものです。現在は、第二次基本計画に基づいて活動をしております。この中に使命、事業目標、取り組み方針、重点戦略というものがございまして。

こちらの使命に当たるものがこの2つになります。

1つ目はどの科学館や博物館でも、その持っているコンテンツを伝えていこうとするものに該当するものです。私たちは科学館ですので、科学の楽しみ方ですとか、もっと知りたいと思える多様な学びの場づくりをするというものがあります。

2つ目が多摩六都科学館の特徴でして、科学館にとどまることなく、地域の活動の幅を広げ、地域づくりに貢献するというものがあります。この地域づくりに貢献するということがミッションとして掲げられていることで、私たちはいろいろと、ただ科学の楽しさを伝えるだけではない活動をしなければいけないということ意識しながら、事業を考えております。

三角の頂点にあるのがミッションです。ミッションの下に事業目標があります。その下に取り組みの方針、ポリシーがあって、重点戦略というものが置かれます。

ここまでが先ほどもちょっと紹介した第二次基本計画で定められているものです。これは、設置者である組合がまとめており、私たち指定管理者も協力の上つくられました。

この方針に基づいて年次計画や、いろいろなプログラムを展開していきます。これらをしっかりと設置者と指定管理者側がともに考えていくことができる体制にあるということが多摩六都科学館の一つの大きな特徴であると思っています。

その理由としては、組合が、設置者が私の席から歩いて数十歩以内で行けるところにあります。同じ建物内に設置者と指定管理者が入っているということが非常に良好な関係性を築いており、話がしやすい関係性の中で運営ができていくということが実現しております。

私たちの活動の 特徴的なものとして、先ほどの地域づくりというものに焦点を当てた時に以下のようなことを考えています。

「サイエンスピックス」というものは、従来の科学館などが取り扱うテーマになります。もちろんこちらのほうを単独で取り上げて、館内の展示などでは展開しておりますが、私どもはそれらに、ローカルリソースとマッチングをさせたプログラムの展開というのをできるような企画開発をしています。いくつかご紹介したいと思います。

【地域の自然環境を伝える】5市に関する水辺を紹介する企画展を昨年春に開催しました。川や生き物に関して紹介する展示です。各河川環境のイラストは小平市にある武蔵野美術大学の方にイラストを描いていただきました。このほか、水槽展示がありますが、これらは当館のスタッフと、地域で生き物の環境保護活動をしている方と共同で、生き物を取ってくる、その解説活動を行うということをやっております。

企画展にかかわらず毎年やっている河川の生き物の観察の様子です。東久留米市にある落合川という所でやっています。帽子をかぶっている方はこの川の近くに住んでいて、この落合川の環境保護に取り組んでいる方です。

最近子どもたちは川で魚を取ったり、魚に触れる機会も少なくなりましたので、私たちが取り方を一緒にサポートしながら魚の扱い方を体験してもらっています。

一方、こちらは、地域で活動をされている方と共にやっている外来種駆除活動です。清瀬市にあります金山緑地にある池です。こちらで大変多くのブラックバスやアカミミガメなどが見つかっておりまして、共同でこのような調査というのを行うこともしています。楽しいことを伝えていく、川の楽しみ方を伝えるだけではなく、今現在起きている課題なども共有していくために市民の方々と一緒に活動しています。

【地域の食と農をつなぐ】これは地域の産業と食

について考えるプログラムです。中心にいる方が田無のすぐ近くにあるニイクラファームの代表の方です。実は、東京都で有名なレストランに卸しているハーブを作っているハーブの先駆者がこの圏域にいます。平日の午前中に実施しているプログラムでして、最初の年には広まってなくて、たった5~6人でしたが、2年3年重ねる間にもう2倍以上の倍率で平日に女性がやってくるという人気プログラムになりました。農家の方にお話を聞きながら実際に収穫をします。

さらに、その収穫したものを多摩六都科学館のカフェに戻り、カフェのオーナーの方にそのハーブの使い方を学ぶというプログラムになっています。このハーブは、実は六都のカフェの中でも使われているハーブということで、私たちもとてもなじみのあるものです。

【防災をテーマにしたプログラムの実施】防災に関するプログラムになります。昨年実施したプログラムで、地域の防災の中で問題が起きそうな場所を地域の市民団体西東京市レスキューバードさんという方と一緒に見学に行っているものです。

今年度は、東京都の市長会の助成金を受け、多摩北部子ども体験塾というものを推進していますが、その中でサバイバルをテーマにしまして、防災をテーマにしたプログラムをやっております。

子どもたちにも防災マスターを目指してもらおうというものです。以上、私たちは地域の地域づくりに取り組むということミッションとして掲げ、それらをどう実現していくかということに取り組んでいます。ですが、まだまだ一部のことしかできていません。私たちの館を運営する上の政策として、地域の政策と連動して、私たちの館の運営にきちんと反映させていくことで、地域の課題解決にもつながるかと思っておりますが、まだ難しいという現場を紹介させていただきました。

小林：ありがとうございます。

それでは、続きまして、橋本さんからお願いします。

橋本さん、ここでパワポを使いますか。

橋本：1枚目だけお願いします。

小林：はい。

橋本：橋本です。どちらかというと、今日はかなりアウェーな。

こちらに自己紹介がてら書いたんですが、肩書が多いということをおぼろしいわけではなくて、いろんなことをやっている、鶴（ぬえ）のような仕事です。皆さんのように博物館、美術館の仕事をすることもありますし、それを外部から紹介することもある、美術がテーマのこともありますし、自然科学に及ぶこともある、そういう仕事ぶりをしています。

本業、本分は何かといえば、ライター、エディターで、基本的に「伝える役目」を担う人だと思っています。あちらとこちらに情報をうまく運ぶ、その手練手管を毎日磨いているわけですが、その領域の中に何があるかといいますと、今は日本美術が中心です。公益財団法人永青文庫の副館長を2017年の春から務めておりますが、これは春画展の後。春画展開催時は、私は外から伝える立場にいました。なので、あの時に何か話し合われたか、行政との間にどういう交渉のプロセスがあったのかということは、残念ながら私が話す内容ではないのですね。

同時に、小田原文化財団の理事も務めています。これは現代美術作家の杉本博司さんがファウンダーで、小田原につくった江之浦測候所という現代美術のアートサイトがごぞいます。もう足を運ばれた方もいらっしゃるかと思いますけれども、そちらの理事をしております。

私はこれから測候所始めるレクチャーシリーズの企画——これもやはりコミュニケーションですね——外の方に内容を伝えていく、あるいは、このアートサイトのコアになっている思想をお伝えするといったことを担う立場におります。

もう一つ、金沢工業大学客員教授と書いてあります。昨年、東京展があったので、もしかするとこの中にも行かれた方がいるかもしれません。「世界を変えた書物」という展覧会がございました。金沢工業大学が30年以上にわたって収集してきた自然科学、工学系の稀覯書、印刷が始まった以降ということになりますので、全て印刷物ですが、全て合わせると2,000冊以上になります。西洋の近代科学をつくり上げる礎になった発見、あるいは、議論に関する書物、それからユークリッドの『原論』など、もとは写本として残されてきたものが、15世紀にベネチアでいわゆる初期印刷物（インキュナブラ）として刊行された初版本、さらにニュートンからアインシュタインに至る宇宙論の流れ、あるいは電磁気学、化学、最終的に量子力学まで続くわけですが、そういった書物の初版本が2,000冊以上ございます。

展覧会という形で外部に紹介する試みは、2012年から始まっており、金沢21世紀美術館、名古屋市科学館、大阪のナレッジキャピタル、東京では東京都美術館、2019年は、福岡のJRA北九州ホールで開催しました。

当初は展覧会を外からお手伝いする形でしたが、東京展では広報も務め、17日間で6万9800人以上の観客に来ていただいています。また今秋から客員という形で大学の中の人になり、展覧会だけではなく、この「工学の曙（あけぼの）文庫」に収蔵された学術資源を学内の研究者、学生にももちろん活用してもらうための手だて、そして、外部の方にも知っていただく、

見ていただく、何らかの形で活用していただく、アウトリーチの部分を担当することになっています。

そういう中で、きょうのシンポジウムの内容にこれから重ねていくとしたら、博物館政策の現状と課題、そして何を大事にしている、何ができなかったのかと。今日は基本的に、博物館を運営していく側、その現場で日々働いていらっしゃる方々からの視点でテーマが設定されていますが、私は、それを報道したり、一般の方に伝える側の人間でもあります。

その立場から、お話を伺っていて思ったのは、長期展望の不足という話もちよっと出ましたが、博物館の側に「博物館の価値とは何か」という、われわれがつい自明視してしまいがちな、価値についてきちんと明確に客観的に伝えることがそもそもできているのか、あるいは、その教育が小中高と美術教育、あるいは、博物館教育——とは残念ながら言えませんが——美術館、博物館に関わるところも含めた教育がきちんとできているのかということを考えた時に、ミュージアムの公益性みたいなことについてきちんと伝え切れているのかを考えると、残念ながらそうではない。

そうではない現状で、皆さんが地域の館として、誰にとっても必要なこととして、これほどに努力をしているという話をいくらしてもなかなか伝わりにくい。それから、教育が行き届いていないということの一つは、それを伝える側のメディアも当然そうなんです。

例えば、私はNHKの「NEWS WEB」という夜中23時半から24時までのニュース番組のモデレーターのような仕事をしていたこともあります。博物館、美術館、あるいは、美術に関わるニュースは、日々もちろんあるわけですが、何を選んで伝えるのかということについて、報道側、メディア側のセレクションの基準は、量的評価にとどまるわけですね。何十万人観客が入った、何時間の行列ができた、あるいは何十億円で落札された、というような。質的评价ができなくても、取りあえず誰にとっても分かりやすい、あとは、新発見とか初出品とか、どうしてもそういう価値判断になってしまわざるを得ない。そのギャップを埋める努力が、例えば、ミュージアム側とメディアの側で何かなされているかということ、なかなかこれは少ないですね。単独の美術館によるメディアの担当者との懇談会のようなものはたまに開かれています。例えば、生涯教育みたいなものがメディアも巻き込んだ形で行われているかというとなかなかそうはいかない。「博物館が良くなるにはどうしたらいいか」というテーマが出ましたが、良い／悪いを誰がどのように評価するのか、実はまだまだ価値観が共有されていないのです。そこに「こうすれば良くなる」とい

うことを一方的に訴えても、その働き掛けが実らないのではないかということに危惧しています。

一方で、例えば、自然科学の分野にはサイエンスコミュニケーションという専門性があり、サイエンスコミュニケーターと呼ばれる人が、例えば、科学未来館などでは働いておられます。なかなか一般の美術館レベルではそういうふうにはいかない。私が美術の世界にいるものですから、美術の話をしてしまいますけれども、特に現代美術も含めて、文脈込みで理解しなければ作品の評価、あるいは展覧会の評価に至らない部分についてどうやってそのギャップを埋めるのか、考えざるを得ません。

コミュニケーターのような人がいてくれれば、また少し話は違うのかもしれませんが、アートの領域ではなかなかそういうことにはなっていない。

では、コミュニケーションの専門家を、博物館が養成するのか、誰が養成するのかということではこれからの問題、議論になっていくのだと思います。といっても、残念ながら、妙案がすぐに出てくるわけではないですが、今後議論し続けていければいいなと考えています。

小林：ありがとうございます。

では、柳沢さん、お願いします。

柳沢：大原美術館の柳沢と申します。よろしくお願ひします。

大原美術館は、岡山県の倉敷市にあります。現在は、学芸員4名です。

最初にちょっと会場にいる皆さまに、手を挙げてとまでは言いませんけれども、少しかがいたいのですが、大原美術館というのはご存じでしたか。

(挙手)

ありがとうございます。手を挙げてくださって。

では、次は手を挙げてもらおうかな。

過去5年間、大原美術館にいらっしゃっていた方、どのぐらいいらっしゃいますか。

(挙手)

さすが、すごい。ありがとうございます。

昨年の夏に倉敷市の真備というところがものすごい被害を受けました。それ以来、全国の各都道府県、市町村からの議員さんの視察依頼が随分増えました。真備に行ったついでに大原美術館に行こうという感じですね。その時に必ず質問票がご丁寧に来るんですけども、大抵このように書いてあります。「アートで人が呼べますか」と。つまり「芸術祭やミュージアムがどれだけ観光資源になりますか、広域から人を呼べますか」というお尋ねが多いです。

そうした質問をいただいた時は、実際にいらっしゃっていただいてから、ヒアリングの中で私は、こうお尋ねします。「大原美術館ご存じで

したか。いらっしゃったことありますか」と。そうすると、たいてい「来たことない」というお返事です。

おそらく大原美術館は日本の中でも広域の観光資源として機能し得る、力のあるほうの美術館だと思いますけれども、それでもそれほどなかなか人は呼べないんですよということを、まずこうして確認しています。それは、もちろんわれわれ自身の努力不足もあるけれども、観光資源として広域から人を集める資源として機能させるというのは、そう簡単なことではない。

正直、観光、集客に関わるお話をさせていただいたら、私はここで1時間ぐらい、ずっと話ができます。それぐらい当館ではあれこれやっていますけれども、なかなか入館者増とはならないです。

われわれの美術館は、そのことも含めていつも「一体受益者は誰なんだろう？そして、その受益の形は何なんだろう？」ということをして、すごく考えています。広域からお客さまを呼んで、地元のホテルや飲食業にお金を落とすという形ばかりではない受益の形や、受益者は絶対他にもいるに決まっているではないか、そうしたことを考えております。

もうあとは、手元のペーパーと映像の文字を読んでいただければ、われわれの美術館は何でそんなことを考えているのか、なぜそう考えることが始まったかがお分かりいただけるかと思いますが、そのことについて少しお話をさせていただきます。まず美術館をつくった大原孫三郎という人は、企業経営者としてお金もうけにまい進します。ただ、同時に、病院をつくり、研究所をつくり、学校をつくり、奨学金を出しという、ノンプロフィットで公益性の高い事業をどんどん進めていった方なんです。その孫三郎に対して美術館をつくらうと言い出したのは、児島虎次郎です。彼は、孫三郎から奨学金をもらっていた画家のひとりなんです。彼の提案から始まります。

孫三郎のおかげで5年間、ヨーロッパで画家としてのトレーニングを積んでいた児島がさあ日本に帰ろうという時に「これは個人のお願ひにて候はず」という手紙を書きまして、そこからわれわれ美術館の作品収集が始まります。

孫三郎さんへのおみやげでも自分自身のお手本でもなく、日本に持って帰って公開する、そのために作品を買わせてくれということからわれわれの美術館は始まっているんです。

そして、第二次世界大戦後、美術館の運営を主導した大原總一郎がこんなことを言うんですね。

「美術館は倉庫のようによんだ単なる陳列場であるのではなく、常に生きて成長しなければならない」と。

この言葉どおり、總一郎の時代に美術館のコレクション、ジャンルが随分広がりますし、建物も随分増えていきます。

このように、大原美術館は常に時代とともに在って、時代の状況をよくキャッチして、そして、何をすれば世の中に貢献できるのかという意識がずっと連綿とつながっている館なのです。

その總一郎の息子の大原謙一郎が理事長を務め、そして2002年に高階秀爾館長がいらっしやいます。私も実は同じタイミングで岡山県立美術館から大原美術館に移ったんですが、もう着任早々、大原謙一郎理事長の発言にびっくりすることがあったんです。「われわれにはやりたいことがある。そのためにはお金が必要。だから、値切るのは当たり前」と言われました。予算を消化することに公務員として慣れた身には、「値切る」が驚きでした。でも、その後にはじわじわと、この発言で大切なことは、そこではないことに気づきました。この順番が絶対ずれないんですよ。われわれにはやりたいことがある、そのためにはお金のことはちゃんと考えなきゃいけない。それから、この大原謙一郎理事長の発言でもうひとつ心に残るのが、前に進めるためには、改革するためには、「原点の確認、われわれは一体なぜ生まれてきた館なのか、何をミッションとするのか、ちゃんと確認しないといけない。」

と同時に、高階館長が着任早々に「出しっ放し、しまっ放しはやめましょう」とおっしゃられました。展示をどんどん変えながら、改めて自分たちの所蔵品、そして、自分たちの館の歴史を再確認しましょうと。はからずも、組織経営者、設置者とそして芸術性を担保する館長、この2人が同じことを別の言い方で言っているわけですね。ここから21世紀、われわれが第三創業という言い方をしているような活動が始まってきています。

映像ではその下に「組織運営者と芸術監督」と書きました。劇場やホールだと芸術監督という役割は割とはっきりしていますよね。でも、ミュージアムだとそういう部分がちょっと分かりづらくなっている。われわれの美術館は、大原謙一郎理事長、今、娘のあかねが理事長を務めておりますけれども、設置者、組織運営者、つまりヒト・モノ・カネを用意してミッションを明確にする人と、それに沿って芸術性を担保する館長以下の学芸チームという考え方が非常にはっきり分かれています。これは劇場をモデルにして考えれば当たり前のことだと思うんですけども、ミュージアムの世界ではなかなかないなと思っています。

もちろん博物館法にうたわれているように、収集、保存、展示、研究するのはわれわれの仕事です。教育活動をするのも博物館法にうたわ

れていますよね。あとは、大原美術館のミッション、歴史を確認していった時に常に同時代の作家たちと共に活動を続けてきたことを改めて自覚しました。まさに原点の確認をして、自分たちを見つめていったらば、われわれのやることはそこなんだよねということがわかったのです。

それゆえ今では、3つの事業枠を持って毎年3人のアーティストが大原美術館で仕事をしています。児島虎次郎のアトリエを使って3カ月間の滞在製作のプログラムを行ったり、大原家の旧別邸を使った展覧会など開催したりしています。そうやって2002年以来、一緒に仕事をしたアーティストが50人以上になっています。

ちなみに、そうした現代作家との取り組みは、今まで全て私が担当しています。もっとも最近実績が増えてきたので、そうは言っていられないのですが、私は別に現代美術の専門家ではありません。私は一応美術史家だと自負しています。でも、大学で美術史を学び、そのためのトレーニングを受けて、そうした歴史回顧系の展覧会を担当したり、論文も書いています。一方で、生きた作家と新しいクリエイションをするという仕事というのは、他館の諸先輩の振る舞いから学ばせていただいているのですが、誰からも教わっていません。いわば経験を基にしたオン・ザ・ジョブ・トレーニング(On the Job Training)です。ですし、おそらく美術館学芸員というのはOJTとして、仕事をしながら自分の仕事のスキルを高めていくしかないのではないかと私ははっきり思っています。

もう一つ、われわれの美術館が今を生きる方たちにとって何ができるかというところで、一番代表的なところが学校団体の受け入れです。もちろん遠くからやってくる修学旅行の方も入りますが、この中のほとんどは地元倉敷周辺です。

学生団体からの来館連絡が来ると、こちらから、少しでもミュージアムの機能について説明する時間をくださいとお願いして、最低限15分ほどのレクチャーをするだけでもとお願いして、年間で半分ぐらいの団体にはそうしたプログラムを提供させていただいています。

この他に、5歳児、つまり未就学児童を受け入れるプログラムで年間延べ3,000人受け入れています。ちなみに、年間延べ3,000人の未就学児童を受け入れていても、そこからの収入はゼロなんです。いや、それどころか、それをまかなうための人件費は正規職員3人分ぐらい消えていくんです。普通、公立館でお金がぎりぎり、ランニングコストも賄えない、なんてことになったら真っ先に切られるのはそこです。けれど大原美術館では、財政的にはかなり逼迫(ひっぱく)していますけれども、誰もそこを切ろうという議論は起こりません。これ

がまさにわれわれのミッションなんですよね。

こうした活動をご紹介したのはなぜか。実はこれを統括しているのは私と言うことになっていますが、実際に、現場を動かしている正規職員2名は学芸員ではありません。当館では社会連携活動と言っていますけれども、その活動を主だって推進しているのは学芸員ではない正職員2名、そして、その下にパートタイムの職員3人が動き、さらに、当館ではアテンダントスタッフとっていますけれども、他館ではボランティアと呼ばれがちな立場のスタッフ40名程が受入れの活動をします。そういうレイヤーをつくって、こういった活動を進めています。

おそらくこれは他の館でもやられていると思うんですけども、実は何も全てが学芸員資格を持った人間、学芸員がやらなくてもいいのではないかと、任せられるところは任せられるぞと思っています。一方で、ミュージアムの仕事の中で学芸員だからこそ任される専門的な仕事はやはり学芸員が担うべきですし、とは言え、大学で美術史家としてのトレーニングを積んできてもできない仕事はたくさんあって、そこは、オン・ザ・ジョブ・トレーニングで鍛えるしかないのではないかと、ということも少し今後のためにもお話をしておこうと思いました。

最後にお示しするのが、2010年の開館80周年の時に成文化した当館の使命宣言です。アートと文化財、いわゆるアートとアーティストのためにと、あらゆる鑑賞者に対する使命、そして、これからの未来をつくる子どもたちというのを、矛盾するようですが、あえて挙げさせていただきました。

ただ、これは2010年につくって、使命はうたっているんですけども、より具体的に何をやるかというところは、実は常にまだ考え続けているところです。では、子どもたちに何を提供するのか、子どもたちにどういう教育効果を提供しようとしているのか、アーティストたちにどうしたらいいのか、こういう辺りの細かいところはお話する時間がありませんけれども、大原美術館というのはこういう館であり、その活動が今後の議論に少し役立てばなと思ってお話をさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

小林：ありがとうございます。

それでは、松田さん、お待たせしました。

松田：ありがとうございます。

私は配布資料に沿ってお話をさせていただきますが、全てはカバーできませんゆえ、要点のみ述べます。それと1枚だけPowerPointのスライドがありますが、それについては途中で言及します。

登壇者の皆さまのお話を聞いていて、各人の専門性と立ち位置、また、今回のテーマに関し

ての視点が多岐にわたっているなという印象を強く受けました。それは複眼的に「博物館政策のこれから」を考えるということを表示しているようで、望ましいことだと思います。

私自身も、毛色が変わっていると言いますか、独特の立場から日本の博物館政策について考えてまいりました。私は2015年に文化資源学研究室に着任したのですが、それまではイギリスにあるイースト・アングリア大学というところで働いておりました。そこで博物館学、向こうではMuseum Studiesと呼びますが、その授業を担当しながら、最終的に修士課程のMuseum Studiesコースの責任者を務めることになりました。その時に、イギリスには博物館法も学芸員資格もないのに、なぜ魅力ある博物館がたくさんあるのだろう、ということも必然的に考えるようになりました。実際、日本の博物館関係者はイギリスの博物館から学ぶために、よく視察に行かれますよね。そして私自身、そのようなことを考えているうちに、博物館法も学芸員資格もないイギリスにおける博物館は、大学での博物館学の研究教育とどう関わっているのだろうか、ということについて調べるようになりました。

イギリスの博物館は市民生活によく根差していると言われます。いわゆる「フォーラムとしての博物館」でしょうか、すなわち価値のある「お宝」を所蔵し、「さあ皆さん、うちのお宝を見に来てください」というように展示する博物館人ではなく、現代社会の様々なコミュニティの問題・課題に積極的に関与し、市民とともに解決を模索していくような博物館を目指している、ということも定評があると思います。そして、このような博物館のあり方を理論的に方向づけてきたのは、1980年代以降のイギリスの大学院レベルでの博物館学です。イギリスでは博物館学と博物館政策が密接に連動しているのだということも、実際、私が教える立場になって痛感しました。

日本に戻ってきてからは、今度は、日本の国の博物館政策や、自治体の博物館ポリシーに関わることになりました。私にとって重要だったのは、文化審議会に入ったことによって、文化財保護法や文化芸術基本法に代表される「文化」と「文化財」という大きな枠組みとの関連で博物館を考えるようになったことです。

私は、日本の博物館法と文化財保護法、文化芸術基本法との間の相互関係を明確にする必要があると考えております。

スライドでお見せしているのは、よく使われる模式図です。日本の博物館法は社会教育法の下に来て、その社会教育法は教育基本法の下にあります。そしてその体系とは別に、文化財保護法があります。文化財保護法の中では「博物館」はほとんど言及されおらず、また博物館

法の中でも「文化財」はほとんど言及されていません。つまり、博物館法と文化財保護法との関係は明確ではありません。そして、そこに文化芸術基本法が、ここがまた違う体系として存在しています。

これら3つの法律、文化芸術基本法、文化財保護法、博物館法の法律の間の関係性を明確にする、そしてそのことによって博物館が「社会教育施設」であると同時に、文化芸術基本法で言うところの「文化施設」としてしっかり機能できるようにする、すなわち、社会教育だけではなく文化にも十全に関わるということを明確に示し、かつ、文化財の保存と活用にも関わられるようにする、そのようなことが求められているのではないかと考えております。

また別の課題だと考えるのは、博物館所蔵品のマネジメントです。私は2017年度から市川市の博物館協議会に関わることになりました。市川市は人口50万人ぐらいで、結構大きな自治体です。市立の博物館は3つあるのですが、とても面白い資料を持っていますし、地に足のついた活動も長年展開しています。しかし、このような立派な市川市の市立博物館でさえも、所蔵品台帳がまだ完全に揃っていないということを最近知りまして、驚きました。市川市の博物館ですらそのような状態にあるのですね。他の自治体が設立した公立博物館で所蔵品台帳が揃っていないところは、非常にたくさんあります。

配布資料の最後に、日本博物館協会が2017年度に出された「日本の博物館総合調査報告書」の抜粋をつけました。時間がないため細かい点はすべて省きますが、資料台帳が整っていない博物館が半分近くあることが資料からおわかりいただけます。博物館活動は、自分たちが何を持っているのかの理解からすべてが始まると思うのですが、その理解が十分にできていない博物館が非常にたくさんあるわけです。政策的な支援でこの台帳作成を助けるような動きがあっても良いのではないかと思います。

それから、同じ配布資料には、日本の博物館の収蔵庫の状況も示されています。今年2月に、ちょうどこの大教室で、文化資源学研究室の学生たちが主導して文化資源学フォーラムを開催しました。学生たちは、日本の博物館における収蔵庫の状況を、日博協さんの資料などを使いながら細かく調べてくれて、地方の——疲弊した地方と言ったほうがいいかもしれませんが——小さな博物館の収蔵庫がほとんど満杯になっているという状況が報告されました。置き場のない所蔵品が廃校や使われていない建物などに無造作に置かれている状況について知り、私は強い危機意識を持ったわけです。

それから、日本学術会議の中に博物館・美術館等の組織運営に関する分科会というのがあ

るのですが、この委員会で、先ほど佐々木さんからお話がありましたように、現行の博物館登録制度がやはり実態とあまりにも乖離していて、法的な実効性のない状態であるから問題である、したがって、登録制度を廃止して、新たに認証制度を立ち上げようという議論が出ております。すでに一度この趣旨の提言は出ていますが、それをさらにアップデート・拡充した提言を出そうということで、私もそうした議論に加わっております。

以上、自己紹介を兼ねて、日本の博物館について私の抱く問題意識を述べてまいりました。

次に、配布資料の2「博物館の現状と課題」に沿って、今後どうしていくべきかについて述べます。まず、先に言いましたように、博物館法、文化芸術基本法、文化財保護法の相互関係性を明確にする必要があると思います。ただし、これは短期の政策ではないだろうとも考えます。より短期的には、何かしらの財源を確保して、地方で疲弊している博物館、そして逆にグッドプラクティスと呼べるような素晴らしい取り組みをしている博物館という、二つのタイプの博物館に分けて、それぞれに財政支援ができるような形をつくるべきだと思います。

配布資料2「博物館の現状と課題」の2番目のポツの所では、国の博物館関係予算の大幅減少に言及し、その根拠として、「1999年度2,792億円が、2016年度1,475億円」という数字を挙げました。なぜこれほどまでに国の博物館関係予算が減ったのかと、文化審議会文化政策部会でお伺いしたところ、かつて出ていた博物館関係の施設整備の国庫補助がなくなったから、とお答えいただきました。それではなぜ社会教育施設としての博物館に国庫補助が出なくなったのかということ、地方分権の推進、すなわち国ではなく、地方が博物館施策を行っていく、という潮流ゆえだと思えます。

冒頭で小林先生が日本には博物館政策がほとんどないといおっしゃいましたが、国が直接博物館に対して何らかの政策を打つのではなく、それぞれの地方に任せましょとやってきた結果、日本にはまとまった博物館政策がないように見えるのかもしれない。

そして今、少子高齢化に伴う人口減少と過疎化が進み、地方は疲弊する一方で、公立博物館は減少の一途をたどっています。新設が激減し、統廃合が進み、公立博物館の数が次第に減っているのです。佐久間さんのお言葉を借りますと、「地域の要」として長期的に働く学芸員のいる公立博物館が減っているということは、いかにもまずい、と率直に思います。

その他の課題としては、博物館登録制度、それから収蔵庫・台帳・目録問題についても配布資料の2では挙げましたが、これらについてはすでに述べたとおりです。

あとは、これも佐々木さんがおっしゃいましたが、学部レベルでの学芸員取得者のうちの、1%未満の人しか博物館に実際に就職しないという現実、どう考えてもおかしいため、何かしらの政策の手を入れないといけないのでは、と感じています。

博物館法が実態から乖離しているという問題もさることながら、学芸員資格を取りたい学生を実習生として受け入れることは、博物館にとって相当の負担になっているため、これはやはり改めないといけないと思うのです。学芸員資格取得コースがあることが、学生集めに一役買っている私立大学のお立場もあるでしょうから、簡単に改められることではないとは承知しておりますが、短期的ではなくとも、中長期的には変えねばならないことだと感じております。

それぞれの詳細については、また後半にお話をするとして、今はこれでとどめておきます。

小林：ありがとうございました。

前半はこれで終わりますが、パネリストの方の中で、例えばこの方に質問をして確認しておきたいことなどということはありませんか。

とくにないようでしたら、私から一ついいですか。

先ほど佐々木さんから前回の法改正の時のいろいろな動きがあったという話を伺ったわけですが、実は、あの委員会は私も入っていました。それから十数年たっているわけですが、状況として、十数年前と同じことが問われていると思っていられるか、それとも、この10年の間にさらに何か負荷が掛かったり、あるいは好転したところがあるかとか、その辺のところはどう考えていらっしゃいますか。

佐々木：そうですね。政策としてどう捉えるかということという、文科省から文化庁に博物館のいろいろな社会教育のところをごぼっと移管されたんですけれども、どうなのかなと思ったんですけれども、なんか変わりそうだという予感がします。榎本さんの前できょうはおだてまわろうかと思っているんですけれども、文科省時代にも博物館<聞き取り不能>なかったと言っていたんですけれども、本当にそうなんです。社会教育課も静かにして、何かが起こったら対応みたいな感じなんです。もうなんか止まっている、自治体とか民間やりやいいんじゃない？という感じで、もういじりたくもないという感じなんです。ね。

要は、文科省から文化庁に移されたというのは、背景としてはやはり佐々木さんなんかも出されてはいたけれども、榎本さんもこれからお話しされるとは思いますけれども、文化学校だとか、あとは、そういう目先の話ではなく、成熟社会になってきている時に文化施設の社会の中で占める役割というのは今までと違う高

まりがある。本質的な高まりがあるというのがだんだん共有されてきたのかなというのがベースにあります。

それで、そういうのがあったからこそ文化庁に移り、それで、文化庁に移ったということで、いろいろな卑近なところでかせぐ文化だ何ちゃらということがあるんですけども、ただ、政策として捉えて、何とか何かやっていこうというマインドに変わったというのは非常に大きいと思っています。

小林：ありがとうございます。

そこは私もそのように考えています。博物館部会は11月8日に最初の回が開催されたのですけれども、その時にそれぞれの委員が自己紹介も兼ねて、やはりきょうのような形で話をされたのです。問題意識ですね。

その時にちょっと思ったのは、10年前と同じことを話しているなという感じがしたのも確か、10年ぐらい前の問題が積み残されたまま、あまり解決されないまま10年経ってしまったという感じがしたのです。もう一度それを確認するというのはとても大事だと思うのですが、やはりせっかくだから今度は前に進めていこうというのではないかと思います。

例えば、佐久間さんのお話をしてくださった制度それ自体がやはりいろいろと変わっていて、いかどうかは分かりませんが、指定管理者制度があれば、あるいは、地方独立行政法人が選べるようになった。もちろんそれは限られた地方自治体しか選択できないかもしれないですが、そのことによって少しだけ改善されたかもしれない。しかし、評価はまだわからないので、その確認をしながら、どうすればもう少し良くなるのかということに行かないといけないのだろうなということを改めて思っているということです。

それではご質問等よろしいですか。やはり一通りしゃべったら1時間半かかるという感じですが、後半は、皆さんがどういうふうに対応して、例えば具体的に今度は国の支援政策のようなものを考えておられるかということをお話いただこうと思います。

榎本さんも考えていらっしゃると思いますので、それを披露いただきたいなと思っています。

15分ほど休憩をさせていただきたいと思っておりますので、パネリストの方は先ほどの研究室のほうにご退室いただけますでしょうか。

ご参加の皆さんは、QRコードをまた出しておきます。そちらからアンケートというか、皆さんのご意見をお聞かせいただけるとうれしいと思っています。無理やりではありませんので、やったださる方はやったださい。

では、15分ほどお休みにします。

第2部

(3) これからの博物館の目指す姿と、伸ばすべき点。

(4) 魅力ある博物館づくりを可能とする国の支援とは何か。

小林：皆さま、お待たせいたしました。後半部分を始めます。後半は、これからの博物館の目指す姿と伸ばすべき点に着目しながら、必要な制度改革等について考えるところなど、自由に発言してくださいとお願いしています。

それから、具体的に博物館政策をやっていくときに、規制するほうに働くことは私たちも望むところではありません。魅力のある博物館づくりを可能とするような国の支援制度というものはどういうふうなことがあるといいのかということをお話をさせていただきたいと思っています。

先ほどと同じように一度、皆さんに話させていただきたいというふうに思っています。では、榎本さんから。

榎本：ありがとうございます。前半のお話を聞く中で非常に参考になる話が多くて、今日は来てよかったと思っています。

お手元には、3枚の資料を用意しており、博物館部会の第1回の会議でお配りしたものです。

博物館法という法律がありますが、実務では、博物館は博物館法以外の制度によって動いている面のほうがはるかに多いのです。例えば、国立であれば独立行政法人として、中期目標、中期計画は5年を単位とします。

ただし、独法ですと、自分で自助努力をしても、その努力インセンティブが報われないのではないかという議論もあるんですけども、うまく制度を使っていくと、収入が増えた場合には、その収入は自分の収入として再投資できるという仕掛けもあって。そういった制度を使っているかどうかなのです。

公立は地方自治法や地方財政法、あるいは指定管理であれば地方自治法に基づく指定管理の制度があります。自治体の毎年予算が厳しいとか公務員削減とか指定管理とかいろいろな課題があります。

一方、例えば指定管理で、数年単位で指定管理者が代わってしまうと不安定だという議論もありますけれども、実は法律上は、指定管理の何年は決まっていない。ですから、自治体によっては指定管理を10年、20年とかというところもあったり、公募も前提としていませんから非公募もあり得る。

加えて地方財政も、予算が厳しいという議論もありますけれども、実は市町村に対しては博物館の特別な需要がある場合には、特別交付税が出せるという仕組みがあるんですけども、これがほとんど知られておらず、使われていない。

博物館の施設の改修もよく話題になるんですけども、これも実は自治体全体の予算フレームワークの中で、公共施設の長寿命化として計画を作れば地方債の対象になります。

これも自治体の財政担当とか企画担当の人は知っているが、博物館の実務の方はほとんど知らないで、その仕組みが利用されていないの

です。

私立の場合、会社立の場合もあるかもしれませんが、財団法人の場合が多いかもしれません。

あるいは、税制も非常に複雑ですので、どこの部分の税が使えるのか、あるいはどこの部分の使い勝手が難しいからその税制を改正してほしいと提言する。そちらのほうに、どんどんテクニカルな議論が必要になってくるわけです。

ですので、そういった既存のいろんな制度をどう最大限利用するか。最大限利用しようと思った場合に、ここまでしかできないんだけどそこから先はどうするという議論をつくっていかないと、なかなか博物館法だけでピュアに考えていても解決しない点が多い。

2つ目として、新しい制度を作るということもあるのです。例えば、来年の4月には国立アイヌ民族博物館、ウポポイを、ポウフク北海道白老町につくります。

新しい国立の施設として意欲的に準備を進めており、アイヌに関する研究の中核的な役割を果たす、そしてアイヌ文化に関して幅広く協力もしていく、学校教育連携もやっていく、SDGsの観点を入れているしながら、今日的な博物館の課題にも取り組む。観光目線で、年間100万人の入館者を目指すということ、仕組みとしてつくったのです。

博物館を中核とした文化クラスター形成事業は2年前から始めています。全部で8カ所の博物館が対象であり、博物館が地域の産業や町づくりのコアになり得る、その魅力を生かしていこうという取り組みです。いろんな取り組みが見えてきている。地元の産業界とか観光団体と連携していく。あるいは、協力部門とか社会福祉部門と連携していきながら、新しい価値を生み出していく。いろんな取り組みが始まっています。

私としては、この取り組みをさらに広げていきたいと思う。そうすると、これは文化庁だけの制度でやっている、結局文化庁でできることしか応援できないと感じるのです。

例えば、クラスター事業で、地域で回遊するためのバスの借り上げというものを予算で応援します。しかし、文化庁でバスにいくらお金を出しても、そもそも自治体の交通局や国の地方運輸局と議論していく。さらに鉄道会社、バス会社と議論をしていく。そういうことが必要になる。

美術館の周りにアート作品を置こうと思った場合に、道路占用許可、公園の使用占用許可が必要になってきます。

もう少し文化庁やあるいは国土交通省や官公庁やいろんなところが音頭を取りながら、役所の垣根を越えた形でいろんな施策を応援するというのをやっていくと、美術館や博物館などのいろんな運営に当たって、自分たちだけでできないことができるのではないかと考えており、深掘り

していく価値があると思っています。

そこへ、博物館部会の対応のところで私が論点整理をした際に、こういった町づくりや観光と博物館、美術館との連携ということに関しては、機動的な体制を設けて検討していくことにしています。そうしていくと、従来の施策とは違った議論がつかれるのではないかと期待しています。

併せて、博物館法に関しては、先ほどもありましたけれども、10年前以来のいろんな論点の蓄積もあります。ここに関しても議論を深めていきたいと思っています。

例えば学芸員制度の話もありました。学芸員も、さっき冒頭に申した1つ目のほうの既存制度との関係。例えば、これは大学の中での養成が主になりますから、大学の単位制との関係。あるいは、大学の運営の問題。学生の確保、学生の進路であるとか問題が出てきます。こういったことも実は、博物館の中だけで議論していても解決しない。大学制度とどう絡めていくという議論が必要になってきます。

やっぱり博物館の中のことを議論しようと思っても、いろんな制度との横串での俯瞰が要ると思っており、そういったところを視野に入れて深めていきたい。

3点目として、国からの予算の支援として、今週から博物館関係の来年度の予算の募集を始めております。日本博物館協会のトップページをご覧くださいますと、そこに文化庁の公募事業が始まりましたと載せていただいております。

予算に関し、「博物館予算を増やしてほしい」というだけでは決して増えない。博物館がどういう社会的存在か、博物館が地域でいろんな役割を果たしているという文脈で予算を増やしていきたい。募集は始まっておりますので、博物館協会のトップページからリンクをたどっていただいて、ぜひ募集をお待ちしております。というところ。

お手元にお持ちした資料は、実はそういった問題意識を思いながら、2ページ目、3ページ目で施策を書いています。

小林：ありがとうございます。では、佐々木さんお願いします。

佐々木：スライドをお願いします。先ほど見ていただいた資料のレジメの裏側です。新たな博物館振興施策の見取図というものでお話しします。1枚の紙がお手元におありでしょうか。

これは、実は先ほどから話題に出ています、文化審議会の博物館部会の第1回で私案として示したものです。そこで、ちょっとどうなの？という声も大きかったので、少し変えますかということで一部手を加えているんですけども。こんなふうに考えていったらどうなのかなという。

一つの頭の体操だと同席していた京博の栗原さんに言われたんですけども。

思考実験というか、こんなふうに考えてみたら

どうなの？ということ勝手に、制度の細かいこととか法律論の組み立てはあまり考えずに、こんなことが考えられませんかということで出してみたので、今日皆さんと共有して、ご意見を頂きたいと思います。

どういう設定かという、従来の博物館法の体系というものをフェーズ1、基礎的な施策だった、法制度であったという捉え方をして。フェーズ2、文化施設としての展開ということで、2階建てで考えたかどうかという、そういう前提になっています。前提というより割り切りなんですけれども。

従来の博物館法体系では、公共のミュージアムなるものを創出する役割を果たしたということです。これはすごいことだと思うんです。戦後ちょっとたって博物館法ができたときは、国立の館はありましたし、私立の老舗というものも大原を含めあったと思うんですけども、公立のミュージアムはあまりほとんどなかったはずなんです。10もあったのかな、そんなものだと思うんです。

それが、法律ができたおかげで、大体どこの自治体もミュージアムが1個ぐらいなきやまずくない？ということで、がんがんできたわけです。法律ができると、経済成長と一緒に乗ったから実現したんですけども、現実を変える力があるんです。法律ができることはやっぱりすごいことだと思うんです。

それなりに数が増えたと。5,700ですか。社会教育調査であることになっていると。社会教育施設という基礎的な考え方を持った機関としては設置されたということで、これはそのまま置いておいたらどうかという発想なんです。

抜本改正すると壁が出てくるわけです。こういう法体系の中で考えていかなきゃいけないということ。あとは先ほど、登録制度と関係ありますが、登録制度とか審査のやり方を変えると、教育委員会の負担が増えたり何だりするわけです。そういうことをどうやって説得するのか、学芸員資格だと大学の問題が出てくるわけです。この前の抜本改正に挫折したみたい。これは、一つ一つを相手にすると、もう大変でしょう？勝てないじゃないですか、博物館はこういう壁に。それはもう置いておいて、設置のための仕組みというふうに割り切って、2階建ての2階の部分を作っちゃったらどうかという、そういう割り切りなんです。

どういうふうに考えるかという、私は文化芸術基本法をよりどころにして、文化芸術基本法や文化芸術推進基本計画に博物館、ミュージアムも出ていますから、それに基づいた振興計画みたいなものを、プランを作っちゃって、そのプランを作ることで助成金を出して行って、ひいては地域に貢献するという、そういう仕組みが作れないかという提案です。趣旨は、資格と支援です。一定の資格を得た施設というものには支援がいき、その支援によって地域に貢献すると。住民の人々

に喜んでいただけるような施設になっていく。ミュージアムパワーが発揮できる。そういう立て付けはどうかということ。

ちょっと中身に触れていきますと、まずこの2階。1階の部分は基礎的な制度としてももちろん継続して行って、2階に上がると。上がって認定されると助成金がお金をもらっていいことがあるかもねという、そういう立て付けなんですけれども。仮に、地域振興施設という仕組みというので口でしょうか、そういうステータスというものを設けてはどうかという。

これは何が発想の元かということ、国宝・重文の公開承認施設、これは文化財保護法の体系の中にありますけれども、あれは博物館法と別に直接関わっているわけじゃなくて、類似施設でも認定されますから、ヒントを得ているんですけれども。一定の基礎的な基準を達成して、かつ認定学芸員という仕組みを作って、認定学芸員を雇っているのであればこれに認定されると。認定されたら、助成金を得る資格を得られるという。そういうふうにしてはどうかと。

こちらの基礎的な基準というものは、先ほど佐久間さんからもお話があったかな、日博協の調査研究委員会で断続的に調査研究をやっていて。ほぼこの基準案で、あまり高くない基準ですが、ベーシックな基準になっていますけれども。

ただ、現行の登録基準よりは高いです。登録基準は、土地、建物があって、資料を持っている職員がいて、学芸員がいて、開館日数が150日ぐらいでしたか、何日でしょうか、であれば登録されちゃうので、本当に普通にミュージアムやっていたら大体登録されるんです。

そうじゃなくて、ちゃんと資料を管理しているとか、公開しているとか、教育普及をやっているという。そういうような立て付けにした案が既にあるんです。ほぼこれでいけるかということぐらいまで煮詰めて検討をしているんです。

あとは、認定学芸員。これは、最初に話しましたけれども、任用資格的なもので、ちゃんと経歴年数があってそれなりに学芸活動をやっていたら、認定、認証されるというふうにしてはどうかということ。これも参考になる仕組みがあるんです。今まさに検討中なんですけれども、国立公文書館が認証アーキビストという仕組みを作ろうとしています。あとは、学・協会での取り組みですけれども、アーカイブズ学会とか図書館協会の登録アーキビスト、認定司書の仕組みを持っているわけなんです。こういうものを借りればやれなくないだろう。

これは、中身を見ると、法改正のときに議論していた、任用資格の学芸員資格に非常に近いです。われわれの考えていたことと同じようなことが制度化されていたり、運用もしているということなんです。だから、荒唐無稽な話じゃない。

こういうことをするということは、博物館力の

底上げにつながるんじゃないかということ。この基礎的基準と博物館力の底上げは、さっき紹介したイギリスの認定制度なんかの実績というんでしょうか、本当に効果があったということ参考にしています。

じゃあ、お金はどうもらえるかということ、ここから地域の支援とか佐久間さんのネットワークの話につながっていくので、ちょっと後で皆さんに聞いてみたいところがあるんですけども。

まず、ブロック中核館みたいな位置付けで、全国に30館ぐらい中核館というものをつくり、そこにエントリーをすると年間5千万円ぐらいもらえるというスキームはどうかということ。地域拠点館というものもつくって、地域でそれなりの地域づくりの拠点になるような館を全国で300館ぐらいつくって、年間数百万ぐらいお金が出て。例えば、資料整理もしっかりやれるとか、基礎力のアップに通じるような仕組みにする。

ブロック中核館の役割として、そのブロックのいろんな施設を支援するという役割を負う。例えば保存修復のところの支援をすとか、教育普及のハブになるとか、そういうような役割も負うというふうにしてはどうかと。つまり、佐久間さんの言うネットワークを送り込むということです。

これも、榎本さんも少しご紹介していましたけれども、もう芽はあってやっているんです。先ほどご紹介があったクラスター形成事業の中核館の仕組み。このクラスター形成事業は規模的に支援しているのは今より何倍でしたか。

榎本：倍以上。

佐々木：倍以上ですよ。今8施設ですか。倍以上ということは、15とか20とかというぐらいに増やそうとしているわけなんです。だから、これも実は既に仕組みとして動いている。

この地域拠点館については、地域と共同する博物館事業をやっていて、年間に数百万円。これももうやっているんです。しかも、これも倍増、相当増やそうとしているということで、現実も近づいてきているんじゃないかと思っています。

さらに言うと、私が今日ご紹介したい内容の一つが、劇場法の法体系の中にある支援事業のことなんです。何でこれに着目しているかということ、劇場法の取り組みは、効果があるというか成果を生んでいると思っているんです。私は東京都歴史文化財団という財団の事務局にいるんですけども、ミュージアム以外にも劇場ホールも運営しています。上野にある東京文化会館、池袋の東京芸術劇場というものがあるんですけども。そこを見ていると、劇場法の強化支援事業というものがあって、総合支援事業というブロック中核館に近いものに16施設、日本の劇場ホールのトップ16に選ばれているわけです。そうすると、8億3,000万円ぐらいだから、5,000~6,000万円が毎年もらえているんです。地域の中核活性化事業で204施設に11億円が出ていると。

ここに選ばれるためには、すごい申請書を出して。本当にこれぐらいです。これぐらい厚い申請書を出すんです。私のところにも決裁が回ってきますから。大変だなと思うんですけども。それを頑張っておくと、5,000万円もらえるんです。5,000万円は相当大きいでしょう？

そこにはいろんなことをやらなきゃいけないということになっていて、劇場の中では教育普及的なことをやらなきゃいけないとか、人材育成をやらなきゃいけないとか、地域貢献しなきゃいけないということが書いてあって。私たちはそれをやります、こういうふうにやりますというんです。

さらに、もらえた後も5年間ぐらい継続なんですけれども。継続するための手続きの中で、文化庁から今芸術文化振興会がお金を出している、実際の助成機関になっているんですけども、ヒアリングというものをやるんです。このヒアリングが1回7時間ですよ。1つの施設に7時間のヒアリングをするんです。私は財団事務局にいますけれども、文化会館に7時間のヒアリングなんてそんな恐ろしいことをやったことないです。そこまでしてやって、ちゃんとやっているかどうかを確認し、課題も見つけ、今後はこうやってここを直して頑張ってくださいみたいなことをやっているわけです。

それをやるからには、現場もぴりっとするわけです。駄目出しを食らったらちゃんと直そうとか、これを直して人も要求しないと継続してお金をもらえないから、人員を要求しましょうとかと東京都に言うわけです。

そうすると、教育普及の担当係長とか人材育成の担当係長とか、実現したのは昨年度かな？ 社会包摂の担当係長が東京文化会館にいます。社会包摂の専門スタッフを置きちゃっているんです。

ミュージアムが多分15年ぐらいかけて築いてきた教育普及的な地域連携みたいな取り組みを、この仕組みがあるお金で劇場・ホールは5年ぐらいで実現しちゃっているんです。このスピード感はずいぶんすごいですよね。金が出るからですよ。金が出て、金をもらい続けるためには、どうにかしなきゃいけないというマインドにならざるを得ないということで、すごい威力だなと思っているんです。

ただ、これに近い仕組みは文化庁のほうから、この流れかどうかは分からないにしても、こういう仕組みをどんどん作ってしかも倍増という大きい話になってきているので、せめて劇場・ホールぐらいにはなると現場も変わってくるんじゃないかと。

支援額を足すと21億円ぐらいですよ。劇場・音楽堂というものが全国で1,900館ぐらいあるそうです。ミュージアムは5,700でしょう？ 数は3倍です。そうしたら、21億×3=60億円ぐらいミュージアムにきたっていいんじゃないかと

いう、何の理屈にもなっていないんですけども。勢いのいいことを勝手に言って、ミュージアムの人みんなで言い出せばいいじゃないですか。劇場の規模ぐらいの支援という。60億円だとみんなが言ったら、そんなふうにだんだん、空気の世界ですけども、なってくるかもしれないじゃないですか。60億を目指そうと。半分冗談ですけども。

要は、隣の芝生は本当に青かったわけです。だから、こちらもいいじゃんという、そういうことではあるかなと思っています。榎本さんがこの前の部会の時もすごい迷惑そうな顔をしていましたけれども。

要は、何が言いたいかというと、類縁機関という文化機関の中でも実現をしているよと。図書館とか公文書館、アーカイブズという類縁機関で議論が進んでいるということで、われわれはミュージアム業界だけにとどまらずに、類縁機関も眺めながらやっていかないといけないなと、隣を眺めつつ、手を取り合ってやっていくということも必要なんじゃないかなというふうに考えているわけです。

長くなって申し訳ないですけども、これは博物館部会の時も皆さんからいさめられました。本筋は博物館法の抜本改正だろうと。こんな今どきの大勢に乗っちゃって、ご都合主義的な。文化庁に移管したからといってこちらの尻馬に乗ることは邪道なんじゃないかみたいなコメントも頂いて。いや、全く邪道なんですけれども。

本当は今問題になっているものの抜本改正をすることが、本筋だと思っています。このことを、2階建て論でいくんだとしたら、今の登録制度をちゃんと2階建てにしていくとか、学芸員の資格を出すことも2階建てにしていくというようなことをやるのが本当だと思うんですけども、どうも私はここに、トラウマ、挫折感が強くて、これを見てしまうとひるんでしまうわけです。変えるのに70年かかるの？みたいなことになるのも嫌なので、ちょっとこういう思考実験をしながら、柔軟に現実的に動く。

しかも、こういう資格というものを現場に課すこともちょっと酷なところが正直あるんですけども、それはやっぱりいいこともありますよね。みんなて手を取り合ってやっていきましょうと。こういうことをやっていくためには、何らかのエントリーするための支援ということも考えながらやっていって、博物館力をアップして、こういったところにも貢献できるというふうな仕組みが作れないのかなということに妄想している次第です。

すみません、長くなりましたが以上です。
小林：ありがとうございます。佐久間さんにお話いただくのですが、1つだけ質問させていただいていいですか。ごめんなさい。

博物館部会の時に、博物館振興計画のところは

博物館振興法という法律を作ろうということを出されていたと思うのですが。新しい法律を作ろうではなくて、文化芸術基本法から今の文化芸術推進計画みたいな形で派生させて、博物館振興計画を策定するという方向性に修正したということでしょうか。

佐々木：そうですね。実は、午前中に博物館部会があって、たまたまその日の午後には日博協で博物館政策に関する研究委員会があって。何人か同じメンバーで議論をして、さらに関係者が加わって議論したんですけども。よくよく考えたら、新法を作らなくてもプランでいけちゃうんじゃないかというような。法律を作るのは大変ですから、これでいけるかもしれない。

ただ、非常に荒っぽい議論なので、これが本当に法制度を詰めてきたときに通るかどうかはちょっと私も、保証できないというか、そこは勉強させてくださいというレベルです。

小林：ありがとうございます。では、続いて佐久間さんをお願いします。

佐久間：はい、ちょっとそのまま佐々木さんのパワーポイントをお借りして話をしちやおうと思っ

ているんですけども。前半とか皆さんの話を聞いて、榎本さんの話も聞いていてちょっと思うことは、最初に小林先生もおっしゃいましたけれども、博物館政策というものがなかったんじゃないかと。さっき榎本さんもおっしゃいましたけれども、いろいろやるテクニックはあるはずなんです。確かに指定管理だって、指定管理の長期化で超えられることはたくさんある。

だけれども、指定管理制度そのものに行政コストの削減をしろという形で、競争原理を働かせろ、市場原理を入れろということが法の趣旨ですので、それを博物館の長期的安定のために使うという判断のよりどころが実はないんです。博物館法には常勤の学芸員を雇いなさいとも書いていないので。

それで、博物館政策という形で博物館も本当は長期の雇い方をしなきゃ駄目ですよ、地域のためにこうやって貢献しなきゃ駄目ですよというふうなことが書いてあって、あるいはそれが政策パッケージとして形になってあって、いろんなところの制度をこういう使い方もできますという指針があれば、地方はよりどころにできます。

でも、それなしに、現場が長期で雇わなきゃいけないからといっても、法の趣旨はこうですからという形で、残念ながら財務に勝てません。だから、博物館はこうあるべきだという政策パッケージ、あるいは国のほうがないんだったら、博物館界関係者全体での強い合意というものが必要なんです。それがなくなかなか、テクニックはあるんだけど誰も使わないよになっちゃうので。そういう意味では、こういうものが、博物館振興計画みたいなものが必要なんでしょう。

それを、「博物館がどうあるべきなのか、どうありたいのか」というところから、もう一つは榎本さんがおっしゃった社会的合意から両面から築いていかないといけない。「博物館に何が期待されているのか」というところで、きちんと畑を耕しながらつくっていかないと、上滑りになる危険がある。いろんなレベルの合意が大切です。博物館界の合意がなしに、「お金を入れてもっと博物館を良くしましょう」としても、すぐまた「観光のほうに走っちゃって保存がどこかにいっちゃうんじゃないの？」みたいな現場の反発みたいな話になっちゃうので。

それは、保存のためにはどうあるべきという議論であって、でも博物館が広く使われることに関しては誰も、多くの人は文句を言わないでしょう。合意がつかれるでしょう。どういうふうな形で何を指すのかというところを丁寧につくらないと、どこか変なところにいっちゃうなと思います。そういう意味で、博物館政策をちゃんと作っていくことはすごく大切なことなんじゃないかなというふうに思います。

そうしたところから、僕はさっきのネットワークみたいな話をしていたんですけども。ただ、ちょっと今佐々木さんの話を聞いていて、悪い連想をしてしまいました。ネットワーク化ということでもって、僕もこのぐらいの形の拠点がある程度全国にできていったらいいなと思うんです。

われわれは個々の博物館にリソースが足りていない。リソースが足りていない部分をネットワーク的なもので少しカバーできるようにしようといったところで、ネットワークができて、それは新しいことをやる余裕はそれだけでは生まれないんです。新しいことをやる余裕をつくるためには、冗長性のあるネットワークをつくる。要するに、こちらの人がこのところは何とかカバーするから、他のことは別のネットワークがやる。教育普及のところはこちらが頑張るし、こちらは保存を頑張ろうという役割分担がある程度できるような冗長性のあるネットワークがないと、創造的な博物館になっていかないとことを一つ思っています。

もう一つは、これがドーピングにならないか。博物館を活性化するために、最近芸能界がいろいろ騒がしいからやめておいたほうがいいかもしれないけれども、要はカンフル剤として入れることはいいんだけど、体質改善にならなかつたら意味がないんです。だから、さっき劇場法の話で、インクルーシブなことを考えるセクションができました。そこまで中長期的な形での取り組みになるようにやりましょうということだったらいいんだけど、残念ながら今、この手の予算は単年度なんです。

大学関係者の方は、特に今こういうことに関してはちょっと慎重になっている部分があるんじ

やないですか？ COE とか GP とかで、こんな申請書を書いて何十時間もヒアリングさせられて、あれでもって大学はかなり疲労したという話もあります。それを、同じことを博物館がやる余裕はないんです。

やるんだったら、何十時間のヒアリングが、こんな文書がということじゃなくて、5年とか10年、COEでも5年でした。単年度ではなくて10年ぐらいで、中長期的なことを考えて博物館をちゃんと力をつけて、ネットワーク化させていこう、拠点をつくっていこう。10年あれば取りあえず人は雇えます。10年時限でも。それは、単年度とはだいぶ違います。10年キャリアを積み、次のステップにいける可能性はかなり出てきます。

そのぐらいの中期的な考え方でもってこういうものをつくっていかないと、政策変更のためにドーピングをする。それで現場が疲労しちゃった。取りあえずの成果は上がったけれども、中長期的にはリカバーできないくらい疲労しちゃったというのは、この間学術界が繰り返してきたことなので。博物館にもうその余裕はないです。ちゃんと体質改善ができるような形でこういうものを組んでいかないと、危ないと思います。

最後、人のパワポに寄生しておいてなんですが、一緒に考えていると言いながら、学芸員養成のところ、これだけ異を唱えようと思います。

学芸員のところは、柳沢さんのおっしゃったことがすごく大事だと思うんです。結局この国に求められているミュージアムプロフェッショナルというものは、いわゆる研究者あるいは学芸員といわれる人たちだけではないんです。

さっきもちょっと控室でも言っていたんですけど、アメリカの AAM、American Alliance of Museums みたいなところに出てきているのは、実はリサーチャーでは全然ないです。エドゥケーターだったりキーパーだったりコンサベーターだったり、あるいはファイナンシャルやファンドレイズの担当だったりという人たちがほとんどです。

ですが日本の博物館でいったら、ファイナンシャルを博物館を理解した、学芸員資格を持った人がやるということはあまりないです。本来ミュージアムプロフェッショナルズとしてミッションは何だとか、インクルーシブをどうするんだとかということ、理解した人たちが博物館を議論すべきなんです。そういう資格に本当は「学芸員資格」はなるべきじゃないか。養成課程は変わるべきじゃないか。「ミュージアムの底上げを図る」というのはそのところなんじゃないかなというふうには僕は思います。

こんなところにしておきます。

小林：ありがとうございます。では、高尾さん、お願いします。

高尾：今までのとても大きな話から、また小さな施設の話のほうとリンクするような形で話してい

たいと思います。

これからの博物館の目指す姿ですが、地方の指定管理施設ですので、博物館は地域の課題の解決にどのようなことができるのか、地域の課題解決に本当に科学館とか博物館が関われるのかということについて、一緒に考えていきたいと思

います。私たちが目指しているものとしては地域のハブになることです。博物館は私たちが科学館ということもありますが、生活や地域社会におけるさまざまな課題を、科学館の視点から居住者あるいは利用者に問い掛けて、共に解決策を考え、思考していくフォーラムのような場を目指していると考えています。

地域の中のハブになるということで、一緒に潜在的な資源やその価値を見だし、市民と共有するためには、コミュニケーションというものが重要です。コミュニケーションがあるからこそ、地域コミュニティの途絶えそうなものを持続していくことに貢献していけるのではないかと考えています。博物館は、そのための場所や、活動体としてのハブとして機能するようになればと考えています。

私たちのところは、長期にわたる基本計画があり、それらに基づき中期評価を行ってまいりました。それらを反映したものがローリングプラン 2016 というものです。これは、多摩六都科学館組合のホームページからダウンロードして、全部ご覧になることができます。

ポイントとしては、圏域市民と共につくり上げる、価値を共有できる科学館であるために、ステークホルダーの方として市民の方から、市民モニターヒアリングというものを毎年やっています。昨日はソーシャルインクルージョンに関する方々から意見をもらいました。これらを毎年行っており、その中で見えてきたものとして、さらに多摩六都圏域の課題を解決するために、科学館ができることについて新たな役割を設定したということで、それを紹介したいと思います。

ローリングプラン 2016 では、当館の運営を3つのフェーズで考えています。当館では科学館事業は成長期ではなく、現在は第3のフェーズである成熟期にあるととらえています。第2次基本計画に入るタイミングで、地域拠点事業ということに取り組みははじめました。今回のプランで新たに追加されたキーワードは「ソーシャルインクルージョン」です。多摩六都科学館が次に目指すことは、5つあります。多摩六都圏域の人々や資源をつなぎ、身近な地域の価値に目を向け、多様な学びの場を創造すること。これはミッションの一つです。

その次に、従来の科学館事業を基礎として、当たり前前に継続しつつ、さらに各種ソフト、コンテンツ、人、地域、市民と共につくり上げていきなさいということがあります。

そして、新たなキーワードである「ソーシャルインクルージョン」に基づいて、誰もが楽しみ交流できる場をつくり上げていくことというのが追加されました。この他、自分の科学館・地域の科学館として市民から愛されることがあります。

科学館でソーシャルインクルージョンについて取り組むとはどうすればよいか悩みました。かなり時間がかかりましたが、地域の社会福祉協議会の人や、多文化共生支援をしているNPOの方とつながり、一つのプロジェクトが今年から動きだしました。私が現在取り組んでいることは、地域在住外国人と科学館というプロジェクトです。こちらは榎本さんもおっしゃっていた文化庁の助成金を活用したものです。こちらのほうの形で、私たちは中核にはなるほど大きな施設ではないので、身の丈に合った形でやりたいというふうに考えています。

課題としては、佐久間さんもおっしゃっていたのですけれども、このプロジェクトの助成がやはり単年度であることです。プランとしては5年間を想定しており、継続できるという確約があれば、よりうまく展開していく可能性があるということが見えてきました。プランを立てたとおりに、地域の中で地域在住外国人の方と科学館の在り方、地域在住の外国人の方が抱えている課題というものを科学館やミュージアムの場でどう解決していけるのかということについて取り組んでいきたいと考えています。

ようやく国の助成事業とかに関われるきっかけができて、これからの希望を見いだせた指定管理施設についてのお話をさせていただきました。ありがとうございます。

小林：ありがとうございます。佐々木さんどうぞ。

佐々木：先ほど提案したことは、まさにこういうことができる施設が、地域の振興の施設として認定されるということです。地域と共同した支援事業の対象になってお金も出るという、あらかじめ仕込んだような話の流れですが、全然仕込んでいないのですけれども。

要は、イメージとしては、こういうことができる施設まで底上げをして、そういうプランを作り、実際やれるよというところにお金が行くということをもっと専門的にやってはどうかという提案。今わざわざ地域振興施設にならなくても、ちゃんとしていけばエントリーされてお金が出るのですけれども、そのところにもうちょっと底上げというふうにできればいいんじゃないかなという提案で。まさに実例としては、ああいうローリングするプランを持っているというところにはちゃんとお金が行くというイメージなんです。もう優等生みたいな感じです。

高尾：ありがとうございます。

小林：ありがとうございます。それでは橋本さん、お願いします。

橋本：お話を伺いながら、なぜロビーイングだとか、国会に議員を送るという話にならないのか、ミュージアム業界の票が取れないままでいいのかということを考えておりました。今ここで話ではないと思いますが、そういうことは、本気で考えるべきだと思っています。

本題は、美術館、博物館の持っている画像の利用について、もう少し何かやりようがあるのではないかとということです。

メディアの質がという話をしましたが、それを助長してしまっているのが、美術館、博物館が所蔵している作品画像の利用問題です。特にこれは日本美術に関しての話ですが、商業媒体への掲載目的でお借りする場合の使用料、掲載料が非常に高額なんです。たとえば、所蔵先が美術館、博物館ではない寺院、神社等の場合はそちらに掲載料を払う。そして、それを撮影して管理している民間企業にもまたお金を払う、という、二重取りの状況が発生しているため、メディアでの使用のハードルが上がっています。

一方、ある展覧会の開催に際して、出品画像については広報利用という理由でただになる。そうすると、メディアで美術に関する記事が組まれるタイミング・内容は、その展覧会と一致してしまいます。要するに、単なる広報記事になってしまうんです。メディア側が何らかの批評性を持って新しい視点を提供する記事を作る、番組を作るようなことがとても難しくなっている。

ですから、せめて国公立に関しては、クリエイティブコモンズの方向で開いていく。そういうふうな議論が文化庁内で既になされているという話も伺っておりますが、ぜひそういう方向で進んでいってほしい。

難しいのは、永青文庫もまさにそうですが、弱小私立美術館の中には、そうした画像使用料が大きな収入の柱になっていることもある。著作権法に基づいて厳密に考えれば、制作者はとうの昔に死んでいるのに、です。

〇〇：●の件だね。●みんな本当は●でしょう？

橋本：慣習的に作品貸し出しについてお金を取っている館に対して、メディアの側も慣習的に払っているのですけれども。その法的根拠は何かというと、大変ややこしいところに入り込んでしまう。この辺を本当はもう少し整理する必要がある。そのことで、メディアで美術あるいは博物館に関する話題の取り上げ方が変わっていく可能性があるかもしれない、と考えています。

メディアの問題でもう少し話を続けるなら、たとえばテレビ番組でこんなひどい取り上げられ方をしてしまったというような話を、あちらこちらの館、あるいは学芸員の方から聞く機会があります。実際そういうことは少なからず起きているようですが、そもそも番組の企画者側にそれだけの力量や専門的な知識がないということが大きい。

例えば、テレビ局なら、本体の正社員が番組を作っているわけではない。多くの制作プロダクションがそれを請け負っている。プロフェッショナルにリサーチしてもらったり、企画の部分から関わらせてもらえればもっと違う番組になったのに、みたいなことはたくさんあります。ですが今は、そういう提案や対策ができずにいる。

例えば磯田道史さんのような方が——もちろんあの番組の中でもいろいろありますけれども——番組の企画構成や司会にプロフェッショナルとして介入する、助言できるような構造になっている番組に関しては、比較的うまくいっています。

そういう形で、メディアの企画者側と博物館、美術館側がうまく協働して内容を考えていけるような状況ができれば、今よりもっとましな状況になるのではないかなと思っています。

NHK「日曜美術館」のように、展覧会をストレートで紹介する番組もあるのですが、正直あの中でも再現ドラマや出演タレントのコメントは要らない、と考えているわけです。

ニコニコ生放送の中には今、「ニコ美」というカテゴリーができています。縷々問題点の話をしてきましたが、そうじゃないやり方があるだろう、ということで、2018年、京都国立博物館で「国宝」展が開催されたとき、全3夜連続・8時間超の放送が実現しました。担当研究員13名が出演し、彼ら企画者の口からその魅力について語るという番組でした。視聴数は11万ビューで、満足度、これは番組の最後に5択でアンケートを取るのですが、3回連続で92%を超えました。

このときはこんな感じで、京博の学芸員さんたちが総出演してくれました。関西だからでしょうか、皆さん芸人マインドがある。とても面白かったです。

〇〇：これはいいね。

橋本：もちろん専門的な解説は解説で、とても面白いんです。これは写経する写字生について話しているところです。字を間違えると罰金が取られる、という下りで視聴者が皆、えー、と弾幕で反応しているところです。

ネットスラングも使いながら、ネット民にも楽しんでもらえるようなお話をさせていただきました。

このように、たくさんコメントを頂きました。円盤にしてくれとか、解説をする京博の研究員さんが熱くて素晴らしい。こういった熱意がある研究者や学芸員が文化財を研究してくれているおかげで、国民も適切な展示方法で鑑賞できているのだろうと。

またこの少し前に、山本幸三・地方創生相から、「学芸員はガン」という発言がありました。それを覆すような、「学芸員こそが国宝ということがよく分かる」というコメントをいただくことができました。

先ほどミュージアムプロフェッショナルの話がありましたが、美術館の運営には、研究員だけではなくて多くのプロが関わっています。その仕事の内容をストレートに伝えることができれば、多くの人たちに、知らなかった、こんなにいい仕事をしているなら応援したい、とっていただけると。

その証拠に、「京博箱推し」という言葉ができているぐらいです。個別の展覧会とか個別の作品、あるいは学芸員個人ではなく、こんなふうで大勢のプロフェッショナルが熱い気持ちで関わってくれている博物館全体を推す、という意味の言葉です。

たまたま「ニコニコ生放送」というメディアを通じて行った、小さな成功例としてご紹介して終わりたいと思います。

小林：ありがとうございます。佐々木さん、どうぞ。

佐々木：話をつなげようと思って。画像公開のところは本当に共感できると思うんです。擬似著作権といわれるようなことがもやもやしたことになっているんです。国公立も含めて。

要は、先ほどのある種底上げというか必要最低限の基準をつくらせたら、そういうところに公開をどういうふうに行っているということにスタンダードとして入れればいいのかと思うんです。だって、愛知県美はもうパブリック・ドメインをばっくと公開しているじゃないですか。文化庁として、国公立のパブリック・ドメインのものの公開として何がまっとうなのかということを組み込んで、それをクリアしないとお金がもらえないという仕組みは作れるわけです。それはもやもや感が減るわけであるという。そういうことでの公開度を上げていくというための施策としても、こういうものが使えるということを一言申しました。

佐久間：1個だけ。同じようなことが、結局大阪の場合でいうと、大阪市立図書館に入るとパブリック・ドメインで今出されるんです。美術や歴史の博物館のほうは特別観覧料必要、というところと苦しい状況になっちゃうんです。

〇〇：(でも収益の確保も重要になる)。

佐久間：だから、そういうことで。要するに、図書館は収益を上げる必要のない施設でやっているという部分もありますので。けれども、じゃあ図書館がああやっていて、博物館はどうするの？と問われたときに、やっぱり僕らは結構苦しいものを突き付けられていると思うんです。そこは本当に考えなきゃいけないところ。

後半の話。僕はニコ生まではできないけれども、結局ツイッターをうちの博物館なんかは、結構学芸員がやるんですけれども。学芸員が一番の博物館のコンテンツなんだということは本当に強く出していない。学芸員がちゃんと発言していくという形で、日常の様々な物事に、「こういうものに価値があるんだ、ここはこういう判断をするんだ」というようなことを、「ミュージア

ムズ アー ナット ニュートラル バット インディペンデント」という形でちゃんと発言をしていくことがすごく大事なのかなというふうに思っています。

小林：ありがとうございます。それでは、柳沢さんどうぞ。

柳沢：思い付きのようなことだけを言い添えさせていただきます。

佐久間さんがおっしゃった連携のところでは、美術館業界は、全国美術館会議というかなりしっかりとした組織があるんですけども、自然史系はどんなものなんですか。

佐久間：西日本自然史系博物館ネットワークというのがあります。全国科学系博物館協議会もあるんですけども。

柳沢：恐らく博物館、ミュージアムが外の世界、劇場の世界とかを見ることも大事だけれども、実はミュージアムの中でも、対象ジャンルによって全国的な組織がすごい違うんですね。多分、まずはそれをお互いの領域が知ったほうがいいし、われわれ美術館の者からすると、動物園、水族館の状況は全然違いますから。まずはそういうことを知るためにも、専門性というか、扱う対象ごとの情報交換ということは知っておくべきだと思って拝聴しました。

佐久間：あと、全美ともう一つ美連協でしたか。

柳沢：美術館連絡協議会。

佐久間：はい。

柳沢：ただ、それはちょっと性格が違う。

佐久間：違うけれども、その機能の違いが面白いですよ？

柳沢：それから地域ごとのミュージアム連携組織も大切だと思います。例えば、岡山県には75程のミュージアムが加盟する岡山県博物館協議会というものがあって、かなり機能しています。これが、何が機能しているかということ、学芸員が1人しかいない館の学芸員のスキルアップ。単純に1人しか学芸員さんがいらっしやらないところだと、包み方とか、その前に日本通運やヤマトにそういう専門家がいたりとか、そこから知らなかったりするんです。あと、大きな施設では、照明設備がもう日進月歩で動いている情報を知ることが出来やすいけれども、1人館じゃそのプレゼンを聞くことすらなかなかままならない。そういう意味でも、いろんな形でのネットワークというものは、もうちょっとお互い情報を知っておいたほうがいいなと思いました。

あと、最初に松田さんがおっしゃったところの、国の博物館施策の展望の一番最後の短期のところ示されている優良館の持ち上げ+疲弊している館への支援に関わり、予算規模の小さい館への、補助金の支給対象認定による台帳整備などの条件化。まさに台帳整備とかはするべきなんです。しなきゃいけないんです。

きっと文化庁からなりお金が来れば、

FileMaker を買えると喜ぶ館は多いと思います。本当に FileMaker がないところがありますから。というか、そうしたソフトの存在すら知らないところもありますから。だからこそ、そうした情報提供と経済的な支援は必要だと思います。ただ、だけれども、問題は、1人館なんかだと学芸員なのに台帳を作るスキルがない学芸員もいるということです。

だから、実はお金が行くだけではなくて、何か別の形で、例えば作品の形状ごとにどこを採すればいいのかだって変わってくるわけで、それに伴って台帳のフォーマットも変わってくる。そういうことをちゃんと出来るように、人材のレベルを上げるためにも、やはり学芸員資格ということも考えなくてはいけないと思います。そして岡山県博物館協議会のように、より地域特性に沿ったミュージアムの相互扶助組織の構築。

最後に、大原美術館の話をしていただくと、われわれは貸し出すことが多いのですが、貸し出す交渉一つでも、本当に各館で流儀が違います。あと、われわれは日本各地の美術館での、まとまった作品を持って行つての所蔵作品展を開催させていただくのですが、そうした機会にはもっとよく分かります。各館ごとに意思決定の仕組みとか担当学芸員の権限の持ち方とかがみんな違います。恐ろしいほど違います。という現状を前にした話をしていけないと、ちょっといけないんじゃないのかなと思いました。

ということで、私のはこれぐらいにしておきます。

小林：ありがとうございます。松田さん、よろしくお願ひします。

松田：私は昨夜、これから日本の人口がどうなるかについての推計を見ていたのですが、大変悲観的な気分になりました。少子高齢化が世界一のスピードで進んでいる日本では、この先人口が急激に減っていくと予想されています。そうなると、当然経済にも影響が及びます。国の財政と地方公共団体の財政を考えたときに、まったく明るい展望を描けないなという気持ちになりました。

ただ、そのような予見があったとしても、この先の日本の博物館政策を論ずるときには、威勢の良いことを言わないとならないわけです。前向きな、元気で明るいことを、空元気で何でも絞り出して言わないといけないのだろう、という気がしています。

幸い、今のところ文化庁の予算も地方行政における文化関連の予算も、微増基調にあります。日本の経済自体も回復基調にある、という政府発表がありますので、もうしばらくは安心できるでしょう。しかし、2025年あたりからは危ないかなと私は思っています。

地方の疲弊した博物館が、とりわけ公立の館がどうなるかということ考えたときには、先ほど佐久間さんのお話で「ドーピング」という言葉が

出ましたが、現実的に考えると、短期的にはその「ドーピング」を繰り返すしかないのではと思います。

それは望ましい解決法ではない、もちろん思うのですが、財源をどう確保するかということを考えたら、短期的にはその対応しかないのではないかと思うわけです。

ところで、前半に言い忘れたことがありました。小林先生からいただいていたお題のうち、「これまで博物館は何を大事にしてきたか」という質問に答えておりませんでした。これに対する私の回答は、社会教育となります。博物館は社会教育施設だと法律にしっかりと規定されていることもあり、日本の博物館をトータルで見たときには、これまでは、社会教育を最も大事にしてきた、ということになると思います。

しかし、社会教育を最も大事にしてきた結果、あまりやってこなかったこともあるわけです。例えば、博物館を核としたまちづくりです。観光目的での博物館利用もここに入るかもしれませんが、それから、博物館を通じた文化振興です。

私の配布資料の3ページに文部科学省設置法からの抜粋を示してあります。その第4条の81には、美術館は文化施設であるように書かれています。一方、第18条を見ると、博物館による社会教育の振興というように書かれていますので、博物館は社会教育のように位置づけられています。つまり、博物館・美術館は文化施設でもあり、□社会教育施設でもあるということなのですが、□これまでは社会教育を重んじてきて、明示的には文化に力を入れてこなかった。

文化芸術基本法の第26条を見ると、国は、美術館、博物館の充実を図るために支援する、というように書かれていますので、これからは、文化芸術の枠組みを使って博物館を振興する余地が十分あるように思います。佐々木さんのお話であったフェーズ2のところ該当すると思いますが、短期的には、文化芸術基本法を根拠にして財源を確保し、「ドーピング」なのかもしれませんが、つないでいく。そして同時に、配布資料の2ページに記した、中長期的な施策、すなわち、博物館登録制度の是正、大学院レベルでの博物館学教育の強化、博物館法・文化芸術基本法・文化財保護法の相互関係性の明確化などを進めていく。つまり、短期的な「ドーピング」と、中長期的な制度改善を組み合わせたことが必要だと思うわけです。

「ドーピング」は、もちろん危険なことでもあります。今の政府の方向性を見てみると、短期的な博物館振興の財源として考えられるのは、やっぱり観光しかないのではないかなと思います。観光自体は本当は何も悪くないはずですが、文化の関係者の間では観光に対してどこか抵抗感があるようにも思います。観光促進をするあまりに、文化的価値が軽視されることへの抵抗感でしょ

う。

その思いもよく理解できますので、文化を使って観光促進をする際には、経済効果という数値目標だけを追求しないように、施策を打つ際に「持続可能性」という言葉を入れ込むべきだと思っております。

博物館の世界でも、また私が専門とする文化財の世界でも、「持続可能性」という言葉が行政文書にほとんど出てきません。だから、「文化 or 経済振興」の二者択一になってしまうように思うのです。「持続可能性」という言葉を行政文書に入れ込むことによって、博物館を活用しながらしっかりと統御できるかたちで経済振興を行うという意味合いも、そのように経済振興を図ったとしても社会教育と文化芸術の本質からは絶対に外れないのだという意味合いも込められると思います。短期的に財源確保を目指す際には、それはあくまでも博物館の持続可能性を維持するためののだ、というような説明をすべきだと思います。

それから、先ほどの榎本さんのお話で、文化庁の博物館を中核とした文化クラスター形成事業の話がありましたが、こうした時限性の短期的な振興策は、自治体がしっかりしているところの博物館を対象にする傾向があると思います。これは宿命かもしれません。

分厚い助成金申請書を書き、しっかりと準備した上でヒアリング審査を突破できるような博物館はどこかと考えると、やはり体力のある優良館に偏っていくのかなと思うのです。もちろん、こうした優良館には素晴らしい活動モデルを開拓・提示してもらわないといけませんから、このかたちで良いわけですが、一方で、いま日本の博物館で最も問題を抱えているのは、地方の疲弊している館だと思いますので、ここに支援の手が入る仕組みも考えないとならないと思います。

もちろん簡単なことではありませんが、疲弊した館でもちょっとだけ頑張れば、補助金が取れるというような策がほしいところです。例えば、所蔵品台帳がちゃんと揃っていることを補助金申請の条件にする、あるいは、その所蔵品台帳を揃えるための少額の補助金を出してあげる、というような策でしょうか。

優良館の持ち上げと疲弊している館への支援とセットで考えていただきたいというのが私からの要望というか提案です。以上です。

小林：ありがとうございます。時間がもう5時になりました。少し延長させてください。

皆さんの中で、パネリストの中で確認しておきたい。今後はもっと議論を深めていくということだと思いますけれども、今日、今の段階で終わりにする前に確認しておきたいこととかはありますか。

私個人は、本当に今日いろいろと勉強させていただいたと改めて思ったのですが、私は実は、榎本さんが最初に言ったことをずっと考えてきま

した。つまり、既存の制度でも、運用の方法を考えればできることがあると考えてきました。結構そういう部分で残念に思ってきたこともありました。

ただ、例えばなのですが、それは現場レベルで知っておかなければいけないのかということ、それは無理だろうということを思っていました。というか、ミュージアムを運営する側に既存の制度の使いこなしてみたいなことまで期待することは無理だと思ってきました。私は、普段自治体の文化政策とか文化行政、立案する側とか運用する側のほうを研究しているので、自治体の側に、つまり文化振興なのか博物館振興なのかのところでそういうスキルを持っている人がいるべきだろうということはずっと思っていました。

ところが、博物館だけではなく、劇場・音楽堂とも同じなのですが、これらの施設にどのような価値があって、それゆえに自治体はこの政策をやらなければいけないのだということの共有感がないことが気になっていました。

一生懸命やったださる自治体の職員の人もいれば、いろいろ調べてきて榎本さんのようにやったださることもあるのですが、自治体としての合意形成みたいなものがないものだから、博物館を振興していかなければならないとか、劇場・音楽堂等も私たちにとって不可欠で振興していかなければならないのだということが、自治体職員の文化政策担当者に「ない」ということはすごく気になってきました。

ですから、本当どういう政策を作っていくのか、どういうことを自治体の職員に求めていくのか。私は少し教育委員会では無理なのではないかと思ってきました。

その中で、どうすればうまく今のある制度を使いながら、ミュージアムを魅力的にしていくための支援があるのかを考えていく必要があると思っています。ただ国が補助金を付けてすれば良くなりますという話ではなく、もちろんミュージアムの中にも問題があるけれども、ミュージアムを支える側の問題ということもあると思います。以上のようなことを改めて感じ、確認させていただきました。

会場の方で、ぜひここで意見を言いたい方は拳手をお願いします。

どうぞ。今マイクを持っていきます。お名前を頂けるとありがたいです。

サカタ：さかたと申します。実は、私は榎本課長のカウンターパートで内閣官房というところにいます。

先日、実は大原美術館にお伺いして、柳沢課長にいろいろお話を伺ってきました。1点、今まさに小林さんがおっしゃった、ミュージアムを支える側の問題というところで、私が今やっている仕事の関係でも非常に勉強させていただきたいと思って質問します。

お話の中で、経済界の話が全然出てきませんでした。橋本さんがおっしゃったコミュニケーターの問題とかドーピングのこととか、いろいろ考えていたんですけども。特にクラスター事業の話が出てきて、要は、いかに美術館、博物館をどうやって地元の、地域の中核としていくかということかと思いますが、地域の魅力次第なんです。これは美術館だけの力じゃできないし、あるいは国の支援があればどうなるというものでもないし、地域が育てていくものだと思うんです。まさに地域の文化歴史やこれからつくられる価値というものを、そこから発信するんだけど、それはみんなにとっても価値があるものだというふうに育成すべきものだと思うんです。

もちろん、自治体の問題もあって。まさに私もそのとおりだと思って、どういうふうに自治体との連携がいろんなところでなされているのかなと関心があります。

どうして経済界の話をするかということ、単にメセナだったり自分のビジネスのイメージを良くするためにアートを使うというだけじゃなくて、今のビジネス界はものすごく苦勞しているんです。どうやって社会の価値を生み出せるか。自分たちの生産のサービスを通じて彼らは世の中に残っていくわけなんだけど、やっぱり新しい発想までクリエイションしないと、あるいはここで使っている課題解決ということがありましたけれども、それを彼らなりの活動で示していかないと淘汰（とうた）されてしまうんです。これはもう日本国内の話だけじゃなくて、グローバルにもそうです。皆さん新聞をご覧になったら、どれだけ企業がSDGsに関心を持って、自分たちはこれだけ活動しますとっているか。

さっき京都のICOMの話が出ましたけれども、やっぱりSDGsとの関係など、どれだけ美術館、博物館が社会に貢献できるかというところがあるかと思っています。まさにこの問題意識は経済界と同じなんです。

したがって、経済界も含めて、美術館を育み育てるアクターとして一緒にやって行くという目線は必要だと思うんです。

経済界を絡めることで、一緒に地元の魅力を高めていく。これがうまくいけば、クラスター事業という文化庁の皆さんが頑張っている仕組もより充実できるような気がします。もちろん法律等、まずあるものを使うところから始めましょうということがあると思うんですが。

そういう地域と一緒にやっていく。それが例えば地域の魅力、地域の活性化につながったり、場合によってはそれがインバウンドにつながるということはあると思っています。

もう一つ、文化に投資していくということがないといけないと思っています。ただ、そのためには、さっきの自治体の方をきちんと説得する、分かってもらおう、サポートしてもらおう。経済界だって、

博物館、美術館をコアとして、自分たちの地域の価値が上がっていくのだということを理解してもらうことにより、彼らなりに投資する価値を認識してもらえらると思います。

したがって、ある種投資の担い手として経済界をしっかりと入れていくという面もあると思います。経済界も、日本の経済界でもこれが進むと、例えばさっき学芸員の方しっかりとフィナンシャルとかテクニカルな勉強をする機会を与えたらいいのではないかといいことがあるんですが、短期的にはひよっとしたら人材交流とか派遣、例えば学芸員の方でちょっと企業の中で1~2年間ぐらい勉強しにいったら、PDCAの勉強をするとか、そういったことでいいかもしれないんです。あるいは、企業の方が、自分たちはお金は出せないけれども人を出しますとって、ちょっと余っているような内部人材を出してくれる。

〇〇：俺らは来てもらっても迷惑。

サカタ：そういうことができていると、中期的にも地域でしっかり支えていこうみたいな、そういう動きも生まれるのではないかと。

あとは、さっき観光に抵抗があるというふうにおっしゃったのですが、実は観光も仕事の一つで、スポーツとかもやっていますが、観光客をなめちゃいけないです。今の人たちは単に娯楽を見て観光施設を見てわーとか、そんな単純な人たちだけじゃないんです。いかに今中国、韓国はちょっと落ちちゃいましたけれども、台湾、香港、特にアジア系のリピーター、それから欧米の人たちもすごく日本にたくさん来ています。

こういう人たちが求めていることは、コト体験型ということに関心をもっている。団体客がばーっと来てばーっと見て終わるのではなく、個人でも見たいと考えている人もいます。日本の特に地域にすごく関心が今高まっています。大都市の東京や大阪にも行くんだけど、もっと新しいもの、日本は地域に行くときすごいということになってきている。そうすると、地域でこの地域はどういう文化を持っている、歴史を持っているということを語る人が必要です。そのために博物館、美術館があることが重要です。

すいません、ちょっと長くなって申し訳ないんですけども。経済界の巻き込みというのが、全然話に出てこなかったのが、皆さんは何か抵抗感を感じていらっしゃるのか、そういうアクターとして経済界を見ることが今後可能性としてあるのかどうかとか、その辺りをお伺いできればと思います。長くなってすいません。

小林：いかがでしょうか。

柳沢：大原美術館では、地元企業とのお付き合いの機会も多いので、そこで感じたことをお話させていただきます。学芸員は作品について生き生きと語るスキルとその前提となる知識を持っているけれども、さらにミュージアムはもっとすてきだと言いつける、ミュージアムについての理解とそれ

を語るスキルとを持っておかないと、企業の方たちを得心させる話ができないと思います。作品について知っているだけではなく、ミュージアムはこういうことが役に立てるんだよと企業の方に伝えることが出来ない、いろいろな形での連携にはつながりづらいと思います。言い倒せない。それは県庁や市役所など設置者側の職員に対してでも一緒ですけれども。

ちなみに大原美術館は、一つには資金確保の観点から、後援会に法人会員枠を設けており、地元企業にお願いして、ほとんど入っていただいています。あと、美術館の展示室を使つてのパーティーも引き受けております。そうすると、異業種同士あるいは岡山市と倉敷市という異なった都市間での交流とかそういったことも促進できていると思います。あと、近年東京ではだいたいやっていらっしやいますけれども、われわれも企業研修とかインターン研修とかを引き受けています。そうした機会を通じて、アートやミュージアムについての距離を縮める場としています。ただ一方で、見方を変えれば閉館後の時間で単価を上げての収益増でもあるわけです。

ただ、そうした研修において重要なことがあります。企業人も勉強熱心ですから、美術に対する知識を提供するだけだったら、もう彼らは本を読めばその知識は簡単に獲得できるんです。ですから、研修においては、いかに作品に対するリテラシーを上げるかとか、まさにミュージアムという存在の社会への貢献の仕方とか、そういうところを語つてあげたほうが彼らのほうも気付く。ですから、最近だと美術の世界は対話型作品鑑賞というやり方がはやっておりますけれども、それを体験してもらつたうえで、作品の構造分析を全部してあげるようなプログラムを、企業研修に提供するとすごく喜ばれます。

こうした研修を引き受ける際に、まだわれわれとしても相場がよくわからないので、まずは実施してみ、これなら幾らぐらいかな？という感じで毎回企業さんに、安かったですかと聞くと、全員今のところ、安かったと言われます。このようにいろんな形でネットワークを作つたうえで、単に出会う、単に集う場をつくるだけではなくて、ミュージアムが社会に対して提供できる資源をばんばん企業人に提供していかないと、そこまでやらないとなかなか経済界とは結び付きできないと僕は思つていたりします。

小林：佐久間さん、どうぞ。

佐久間：社会的責任投資であるとか SROI (Social Return On Investment) といわれるような、投資に対して社会的にどれだけのインパクトをちゃんと博物館が果たしていますというところを説明していくということがすごく大事なことだと思うんです。要するに、CSR というところを超えて、もう CSR も彼らにとっては投資ですから、より価値のある投資をしたいというところが出て

きていますので。

じゃあ、国境なき医師団がどのぐらいのインパクトがあるんだ、途上国への開発支援はどうなんだ、貧困対策はどうなんだ、ミュージアムはどうなんだというところで並んで言われるような話にはなっているのだから、そういう意味で、私たちは私たちがやっている活動の価値というものを、まさに橋本さんがおっしゃったみたいに表に出していかなきゃいけないと思うんです。

そういう SROI みたいなものが、もう企業がミュージアムに対しても投資できるよねというような形の指標化であったりとか税制であったりとか、そういったところをきちんとしていかなきゃいけないのかなと思います。

公立の博物館の中にいると、多分行政そのものがその投資の入り口をつくってくれないとできないみたいな形になっちゃうの。そういう意味では、私立であるとか、もしかしたら、もう一つ二つ変わっていれば地方独法なんかはそういうことができるようになるのかもしれない。それは、だけれども、うちの中にある元役人の人たちの頭が変わらないと駄目だという、そういうような状況です。

小林：ありがとうございます。

佐々木：本当にご提案はそのとおりで。つながりとか関わりをつくっていかなきゃいけないと思うんです。ひと頃はエデュケーションとかコミュニケーションとかパブリシティとか地域連携をやっていきましたけれども、ちょっとまたイギリスかぶれみたいになっちゃいますけれども、あるシンポジウムで向こうの人たちで地域活動とかをやっていくエンゲージメントに今一番われわれは力を入れているということ。

エンゲージメントとは何だろうといっているいろやりとりしたら、つながりとか関わりを積極的につくっていくこと。単に提供するとか来てくださいということじゃなくて、もうがつつながりをつくるという。そういうことだって言うんです。そうでもしないと価値が伝わらないと言うわけです。俺たちはいいことをやっているということでは駄目だと。もう無理やりでも、こういうことがありますというところで伝えていく、関わりをつくるというところじゃないと生き残れないと言われて。そうなのかと思いました。以上。

小林：ありがとうございます。

それでは、皆さん、最後に一言ずつお話しください。

榎本：今日はどうもありがとうございます。本当に参考になりました。小林先生にも本当にありがたく思っております。しっかり議論の場をつくっていきながら、国として、博物館関係の施策に努めてまいります。

小林：何か役人的ですね。ありがとうございます。

佐々木：一言ですから、リベンジ。以上です。

佐久間：政策実現を求めることもそうなんですけれど

も、むしろミュージアム界が現場で合意をつくっていく。プロシージャーのスタンダードをつくっていく、共通理解をつくっていく、共通目標をつくっていく。現場側でもちゃんと団結していけないといけないと思いました。

高尾：身近なところといたしますか、地域のことを考えて活動してきていますが、もう少し広い視点で考え、さらにそれらを反映して博物館全体が向上することに貢献したいと思いました。ありがとうございました。

橋本：経済指標を超えた価値を持っている存在に対して、どんな経済的なリワードを引き出していくかという、とても難しい、非常に●な感じの存在、ミュージアムなので、消費され尽くされないように。しかし、お金は頂くというようなスタンスでやっているということをどううまく伝えるか。私の場合は伝えるかをこれからも考えたいと思います。

柳沢：私たちの美術館は 1930 年にできたので、日本でも数少ない戦争をくぐり抜けてきた美術館です。そして、われわれは来年 90 周年になるんですけれども、われわれより先にできたミュージアムはそう多くはないんです。もしかしたら、日本の中でのミュージアムは、改めてこういう議論を通じてつくり直さなきゃいけないんじゃないかなと僕は正直思っています。どこから借りてきた制度をそのまま援用するとかではなくて、これだけ複雑に絡まり合った問題を、高いところと地べたを這うようなところからの視点を併せながら、議論をしながらつくっていかなきゃいけないんじゃないかなと思います。そのためにも、今日のような形でちゃんとお話をする、出会って対応をするということが大事だと思い知ったひとときでした。

松田：博物館振興のための税源は、あの手この手で考えないといけないのですが、やっぱりその前に「博物館はどうあるべきか」というビジョンがないとどうしようもない、と強く感じます。先ほど、大原美術館のミッションステートメントを見せていただきましたが、公立博物館は自治体が設置するため、そうしたミッションを深く考えなくてもよかった、というか、ミッションを深く考えてこなかったと思います。ミッションは博物館法や社会教育法に書かれているとおりだから要らない、というような意識もあったのかもしれない。しかし、今からでも良いのでミッションやビジョンを考えてみて、それを正面に掲げた上で、そこからさまざまなテクニックで財源を取ってくるのが求められるのだと思います。

あと、私は大学人ですから、大学としてこの新しい博物館政策の在り方にどう関与するのかをもっと考えていかねばならない、と感じました。

小林：ありがとうございました。パネリストの皆さん、ここにさらし者のように長時間にわたって座っていただいて、本当にありがとうございました。

また、貴重なご意見やご提案をいただいたと思っています。それから、参加された皆さんも本当に今日はお寒い中、長時間にわたり議論に参加していただいて誠にありがとうございました。

まだこの議論は始まったばかりだと思っていますので、コアに密にやっていくというところも必要だし、広くやらなくてはならないところもあると思います。どうぞ皆さんも積極的にご意見をこちらに伝えていただける嬉しいです。本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

当日資料

明治初期の博物館のはじまり

明治4年(1871) 文部省が設置

明治5年(1872) 文部省博物局が、湯島聖堂で博覧会を開催(東京国立博物館の起源)
15万人が観覧(一人2銭)



明治6年(1873) ウィーン万博に日本が参加
日本の出品物が好評



明治7年(1874) 「起立工商会社」が発足
(金工、陶磁器、漆工など輸出産業に)

1

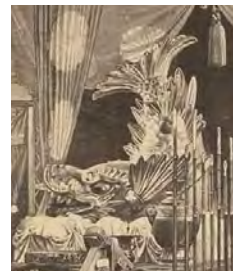
名古屋城



明治5年(1872)



明治5年(1872)
東京



明治6年(1873)
ウィーン



名古屋に戻る
明治12年(1879)

2

博物館をめぐる論議

明治6年(1873)3月 博物館の担当が、文部省から太政官正院(博覧会事務局)に移管
// 5月 文部省が移管の取り止めを上申(博物館を教育に活用したい)

- 町田久成は、「動植物はもちろん古器旧物その他新発明のものにいたるまでことごとく網羅し、現物実験のうえ諸説比較知識を開く」と主張。文部省に戻ることを望まず、念願の博物館の建設を進める。
- 一方、田中不二麿は、「凡そ教育上必需なる内外諸般の物品を収集し教育に従事する者の搜討に便し兼ねて公衆の来館に供し以て世益を謀らんが為め」と再三主張する。

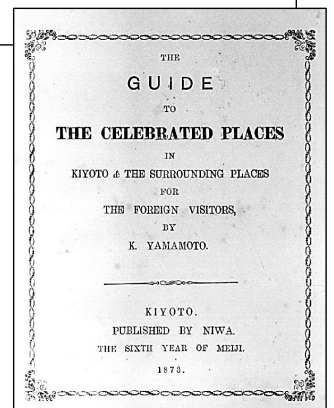
明治8年(1875) 博物館が再び文部省の所管に
(物品は博覧会事務局に帰属、文部省は博物館の名義を返してもらう)
明治10年(1877) 「教育博物館」設置(国立科学博物館の起源)



3

文化財行政の本格化

- 古社寺の荒廃への憂慮。
内務省は明治13年(1880)頃から古社寺に保存金を交付
文部省も明治17年(1884)頃から古美術の保存状況調査に着手
- 日清戦争(明治27-28年)を契機に、民族的自覚の機運の高まり
- 奈良・京都・鎌倉・日光などが外国人に人気
(明治初期には、外国人向けの旅行ガイドブックも発売)



明治6年(1873)の外国人向け
京都観光ガイドブックの表紙

明治30年(1897) 「古社寺保存法」

昭和4年(1929) 国宝保存法

昭和8年(1933)4月1日 重要美術品等保存法



KITANO
洛北北野神社
上記ガイドブックの挿絵の一つ

4

市民文化の形成

○ 大正時代は、経済の発展と、都市化の進行に伴い、市民文化が形成

明治40年(1907) 「文部省美術展覧会(文展)」開催
 大正3年(1914) 「日本美術院」再興、「二科会」設立
 大正11年(1922) 「松方幸次郎氏所蔵泰西名画展覧会」開催
 昭和5年(1930) 「大原美術館」創立



大正15年(1926) 東京府美術館が開館
 石炭商・佐藤慶太郎が東京府に100万円を
 寄附して開設。

明治末～ 文部省が「通俗教育」に着手

大正7年(1918) 「臨時教育会議」が「通俗教育の改善」を原総理に答申
 (善良な読物の供給と出版物の取締／博物館の発達／活動
 写真の取締／健全な和洋音楽の奨励／劇場の改善、など
 11項目)

大正13年(1924) 文部省に「社会教育課」設置

5

1964東京大会「芸術展示」

美術部門

| | | |
|----------|---------|------------|
| 古美術 | 東京国立博物館 | 10/1-11/11 |
| 近代美術 | 国立近代美術館 | 10/1-11/8 |
| 写真 | 松屋(銀座) | 10/9-10/21 |
| スポーツ郵便切手 | 通信総合博物館 | 10/1-10/21 |

芸能部門

| | | |
|--------|--------|-------------|
| 歌舞伎 | 歌舞伎座 | 10/2-10/27 |
| 人形浄瑠璃 | 芸術座 | 10/3-10/12 |
| 雅楽 | 虎の門ホール | 10/21-10/23 |
| 能楽 | 水道橋能楽堂 | 10/5-10/9 |
| | 観世会館 | 10/12-10/16 |
| 古典舞踊邦楽 | 新橋演舞場 | 10/16-10/20 |
| 民俗芸能 | 東京文化会館 | 10/17-10/18 |



東京国立博物館「日本古美術展」

6

文化庁発足から現代

昭和43年(1968) 文化庁の発足

- 文化の振興及び普及
- 文化財の保存及び活用を図る
- 宗教に関する国の行政事務



昭和43年

平成29年(2017) 「文化芸術振興基本法」→「文化芸術基本法」

- 文化芸術そのものの振興
- 観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等の施策を取り込む
- 文化芸術から生まれる価値を、文化芸術の継承・発展・創造につなげる

平成30年(2018) 文化庁の機能強化

- 文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進
- 国際文化交流の振興
- 博物館による社会教育の振興
- 宗教に関する行政事務



平成30年

博物館施策の現状と今後の展望について

榎本剛・文化庁企画調整課長

I. 現状 多様な博物館が各地で活動しており、一層の発展に取り組むことが課題

- 全国の博物館は様々な活動を通じて教育・学術・文化の発展に寄与。
 - ・ 館数(H30)は、博物館:1,287館で過去最多、博物館類似施設:4,457館で前回調査より増。学芸員数も過去最多。
 - ・ 一館あたり入館者(H29)は、博物館:11万6,100人、博物館類似施設:3万8,100人で、いずれも前回調査より増。

| 年度 | 館数(館) | | 学芸員(人) | | 年度 | 一館あたり入館者(人) | |
|-----|-------|---------|--------|---------|-----|-------------|---------|
| | 博物館 | 博物館類似施設 | 博物館 | 博物館類似施設 | | 博物館 | 博物館類似施設 |
| H14 | 1,120 | 4,243 | 3,393 | 2,243 | H13 | 104,372 | 37,971 |
| 17 | 1,196 | 4,418 | 3,827 | 2,397 | 16 | 101,721 | 36,401 |
| 20 | 1,248 | 4,527 | 3,990 | 2,796 | 19 | 102,799 | 36,213 |
| 23 | 1,262 | 4,485 | 4,396 | 2,897 | 22 | 101,711 | 36,761 |
| 27 | 1,256 | 4,434 | 4,738 | 3,083 | 26 | 107,437 | 36,051 |
| 30 | 1,287 | 4,457 | 5,035 | 3,371 | 29 | 116,096 | 38,077 |

「平成30年度社会教育調査中間報告」から

- 一方、博物館の更なる機能の向上のため、一層取り組むべき課題あり。

| テーマ | 取組の進展 | | 状況 |
|----------------------|------------------------|--------------|------|
| 財政面 | 資料購入予算がある館 | | 42% |
| 資料整理・調査研究 | 資料収集・保存を計画的に実施する館 | | 43% |
| 職員の確保・研修 | 一館当たり職員数 | | 6.3人 |
| | うち学芸系職員数 | | 2.1人 |
| 情報化への対応 | 学芸系職員を他の研修に派遣・参加させている館 | | 56% |
| | ウェブサイトから目録情報を公開している館 | | 9% |
| 施設設備 | 施設のリニューアルを必要とする館 | | 68% |
| | 障害者対応エレベータを持つ館 | | 42% |
| 都道府県・指定都市立の博物館(154館) | 夜間開館 | 17:00以降開館する館 | 38% |
| | | 18:00以降開館する館 | 18% |
| | 多言語化 | パンフレットを整備する館 | 51% |
| | | 解説版を整備する館 | 6% |

「平成25年度日本の博物館総合調査報告書」から

(夜間開館は「週末のみ」の場合を含む)

「平成30年度文化庁調査」から

II. 期待される方向性 社会教育・文化に係る取組を充実しつつ、多くの人に親しまれる魅力ある「館」づくり

1. 子供たちや地域住民への学習機会の提供、収蔵品の収集・保存・調査等の着実な取組など、社会教育施設・文化施設としての役割の一層の充実。
2. ストーリー性ある充実した展示により、国内外を問わず、一人でも多くの人々に、我が国・地域の多様な文化・歴史・風土への理解の促進。
3. 地域活性化・まちづくりの拠点としての博物館が、各地域の文化と経済の好循環創出にも貢献。

III. 今後の取組 博物館の活動支援の充実

- (1) **博物館政策の検討の場の設置**
 - 博物館による社会教育の振興が文化庁の所管になったことを受けて、文化審議会で博物館の総合的な検討を開始。
 - ・ ICOM京都大会での国際的な議論を反映しつつ、前回(平成20年)の博物館法改正後の課題を洗い出し
- (2) **国立館での先進事例・好事例の創出とその横展開**
 - 東京国立博物館「トーハク改革プラン」(H31.2)、国立科学博物館「科博イノベーションプラン」(R1.7.)に代表される改革の推進。
 - ・ わかりやすい展示や多言語化など、快適な観賞環境の整備と入館者サービスの充実
 - ・ 収蔵品の収蔵環境向上のための必要な調査・改修の実施
 - ナショナルセンターとしての全国の博物館への支援。
 - ・ 「文化財活用センター」「科博イノベーションセンター」による収蔵品の活用促進
 - ・ 「文化財防災ネットワーク」による防災に関する各館支援
 - ・ 収蔵品データベースの整備と公開

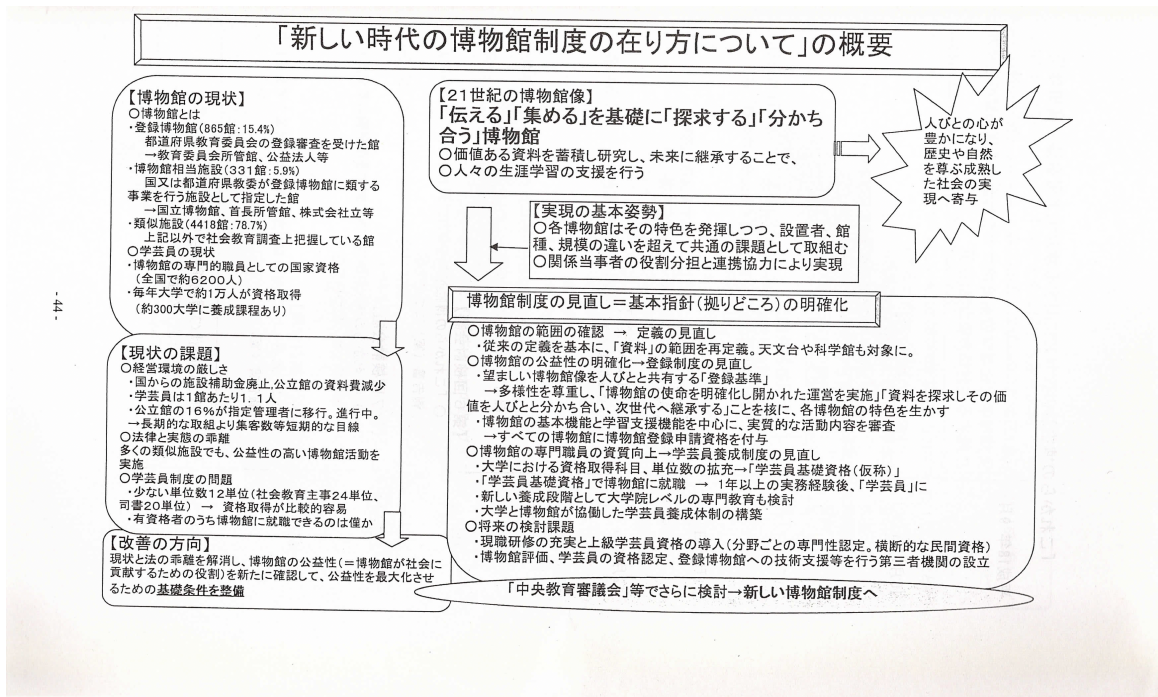
(3) 各地の博物館における活動支援の充実

- 博物館が地域と共働する事業への支援充実。
 - ・子供たち・高齢者等へのアウトリーチ、インバウンド受入支援のスタートアップなど
 - ・地方分権一括法により、社会教育の適切な実施の確保に関する一定の担保措置を講じた上で、公立博物館の首長所管が可能(今年6月～)となっており、地域における博物館政策を一層、総合行政に位置づけ可能に
- 研修の充実、修理・修復への支援。
 - ・専門職員の研修の充実(特に、海外派遣)
 - ・重要文化財の美術工芸品等の収蔵品に関する修理・修復への支援
- 魅力的な展示・企画に関する支援
 - ・国立館等が持つ地方ゆかりの文化資産の地域への貸与等支援(新規)
 - ・「日本博」の一層の活用
- 「施設設備の改修・整備」に関する支援。
 - ・防火設備等の緊急調査を踏まえ、老朽化した設備の改修を支援
 - ・公立社会教育施設災害復旧
 - ・公立博物館の施設の長寿命化のための「公共施設等適正管理推進事業債」の活用

(4) 博物館の活動基盤の整備

- 「博物館を中核とした文化クラスター形成事業」の推進。さらに、文化振興、地域の活性化、経済の活性化の観点から、意欲ある博物館に対し、予算・税制・関係省庁との連携施策を通じた支援(新たな制度の創設の検討)。
- 博物館で活用可能な他省庁の事業や税制優遇などの情報を一覧化・提供。
- 「ジャパンサーチ」等による博物館に関するデジタルアーカイブの内容充実。
- 博物館のうち美術館支援施策の一層の活用。
 - ・登録美術品制度の一層の活用(現在、80件9,234点の美術品が登録)
 - ・美術品補償制度(海外等から借り受けた美術品に損害が生じた場合に、その損害を政府が補填する制度。これまで37件の展覧会が対象)の一層の活用

これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議
『新しい時代の博物館制度の在り方について』（文部科学省 2007年）より

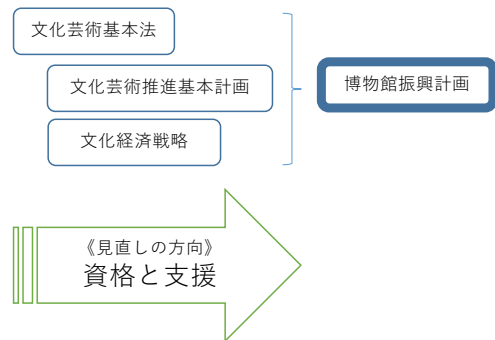


新たな博物館振興施策の見取図（私見）

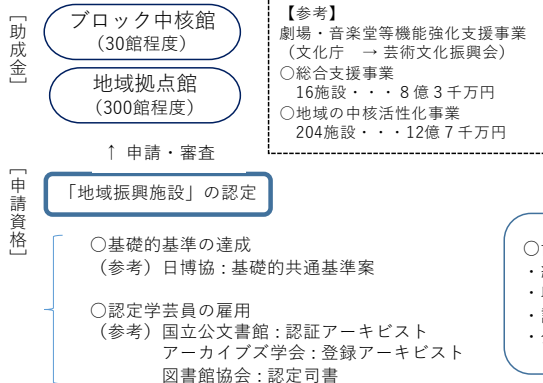
2019.11.23
佐々木秀彦

《フェイス2：文化施設としての展開》・・・A案) 暫定改善

【意義】活動振興（運営の支援）→ 成熟社会への貢献



《施策》



《効果》

○地域への貢献

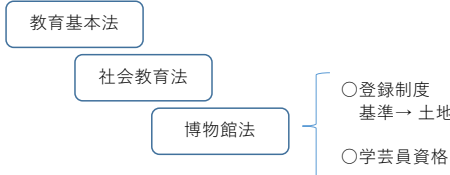
観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業
その他の各関連分野における施策との有機的な連携
(文化芸術基本法より)

○博物館力の底上げ

- ・経営(マネジメント)
- ・収集保管(コレクション)
- ・調査研究(リサーチ)
- ・公開教育(コミュニケーション)

《フェイス1：社会教育施設としての基礎》・・・B案) 抜本改善

【意義】基盤整備（設置の支援）→ 近代ミュージアムの創出



【法改正】→ 2館建て：基礎と展開

・登録制度・・・登録館(ミニマム)、拠点館(ベーシック)
・学芸員資格・・・学芸員(単位取得)、認定学芸員(実務経験、実績、学識等)

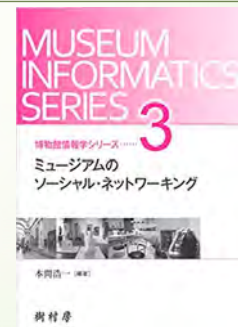
抜本改正
3つのカベ

①法体系 → 改正理由
②教育委員会 → 登録審査
③大学 → 学芸員資格



今日のお品書き

- ▶ 地方博物館の現状 指定管理者制度による人材の流動化
- ▶ 国の博物館・文化政策を地方はどのように受け止める？
- ▶ 博物館はスタンド＝アロンじゃないと認めることから始めよう
- ▶ 保存と活用 まずは安全な収蔵庫から



きのこと里山が専門の自然史博物館学芸員 阪神淡路のときは避難所運営、東北では被災標本レスキュー。そこから市民科学、市民協働、コミュニティへと話題は広がっていています。

地方博物館の現状

大阪市立自然史博物館は
直営→指定管理（大阪市の外郭団体）→地方独立
行政法人

- ▶ 地方公共団体の総人件費抑制→新規採用の停止あるいは不補充、再雇用での充当、年次雇用、非常勤など「非正規化」
- ▶ 地域の文化的人脈の「要」がなくなる、データ以外の口伝ができない、長期展望を持って博物館や地域の文化の将来を考える人材がいなくなる【中堅の不在】
- ▶ **ではどうするか？**
- ▶ いかに基盤を強化していくのか、正規学芸員の配置をどう支援するか（ボトムラインのキープ）
- ▶ ネットワーク化と支援できる中核館の形成で、相互支援による安定化（コアの形成、機能強化）

新しい時代、新しい仕事、でも昔のままの人員と予算

- インバウンド対応 文化・観光戦略
- デジタル・ミュージアム、ジャパンサーチ
- まちづくり・地域合意形成・地域（歴史）文化遺産・文化財防災（自然史では環境問題・自然保護も）
- インクルーシブ、ユニバーサル

新しいミッション、しかしそれに対応するための資源がない
「人」・「金」・「収蔵庫」全て足りていない

- 地方分権の時代に「全国的なスタンダード」として形成しなければならないものをどう措置するか？
競争的資金よりも一定条件をクリアした施設への交付金的な支援？
制度としくみをどうつくる？

単館でなくネットワークで解決を博物館が担うべき役割をはたすために

- 足りていないリソース→ネットワークでカバーできるように→冗長性のあるネットワーク→ようやく成長できる基盤に。
- 特に、防災上、そして文化資源保全上、平常時に機能するセーフティネットの形成は重要！
- 地域で資料を活用・保全する要である博物館にまず必要なのは収蔵庫の余裕と、維持保全する人員。それができると図書館や大学、地域の文化財保有者と有機的な関係を構築することができる。
- 地域を超える機能を地域だけに任すことは難しい。博物館への期待と博物館への投資をバランスさせる事が必要。



ミッション・事業・スタッフの関係性

多摩六都科学館／合同会社マーブルワークショップ[®]

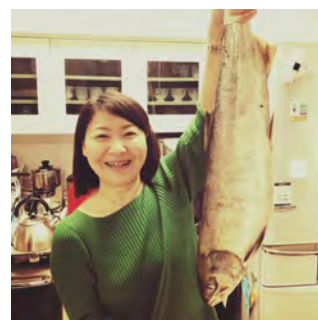
高尾 戸美

takao@tamarokuto.or.jp

<https://www.tamarokuto.or.jp>

高尾 戸美 (Hiromi TAKAO)

- 合同会社マーブルワークショップ代表
 - ― 多摩六都科学館 研究・交流グループ リーダー (2017.2-)
 - ― ミュージアム・プランナー (博物館の展示の企画／設計／アドバイザー)
 - ― 生涯学習財団認定ワークショップ・デザイナー (博物館・企業・地域等で実施するワークショップの設計運営、ミュージアムに関するコミュニティの企画設計運営)
- 帝京科学大学 (千住校) (博物館展示論、博物館学内実習)
- Museum Train Project 事務局 (プロボノ活動)
 - ※「タブーは展示出来るのか？」ワークショップの開催など



博物館の使命 と スタッフの意識・行動

多摩六都科学館

- 多摩六都圏域の5市(小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市)が共同で設置し、運営する地域のための科学館として1994年3月にオープン
- 2012年指定管理者制度を導入、現在は乃村工芸社が運営中（2期目）



多摩六都科学館

-2018年度の利用者数
244,000人



第3次多摩北部都市広域行政圏計画

「多摩六都広域連携プラン」

(多摩北部都市広域行政圏協議会)

- ・「知性と感性を豊かに育む多摩六都」
- ・「多摩六都の魅力を発信する」

実現を図るための拠点施設

基本理念

1. 科学と人間の調和を目指す
2. 文化としての科学を追求する
3. 専門性とエンジョイメントの両立を図る
4. 地域コミュニティの生涯学習拠点となる
5. 徹底した利用者中心を追求する

第2次基本計画 (平成26年度～平成35年度)

使命・事業目標・取組方針・重点戦略

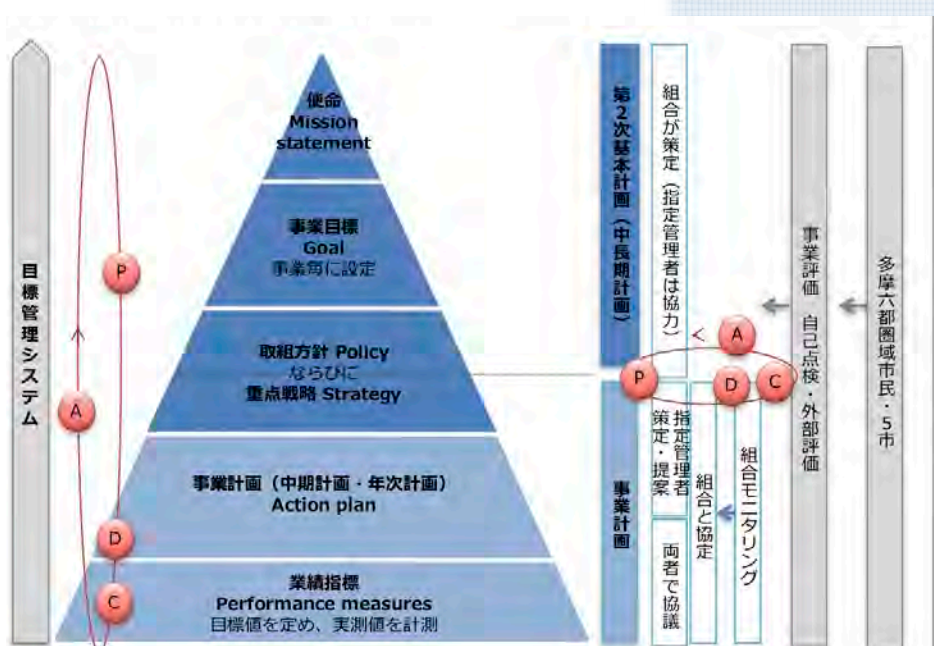


多摩六都科学館のミッション

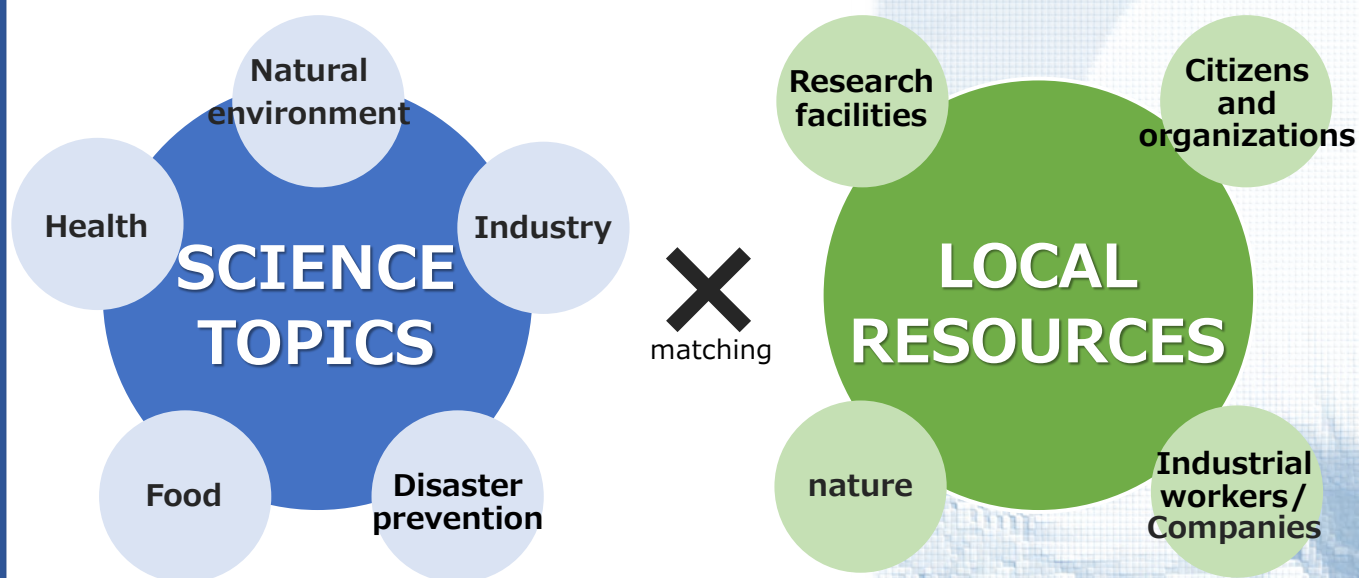
1. 誰もが科学を楽しみ、自分たちの世界をもっと知りたいと思える多様な学びの場をつくる

2. 科学館にとどまることなく、地域に活動の幅を広げ、地域づくりに貢献する

使命と各事業の関係性



Characteristic of Our Activities



Communicating the richness of local nature through experience



1

Examples of activities

Communicating the richness of local nature through experience

1

Examples of activities



Ochiai-river/Higashikurume

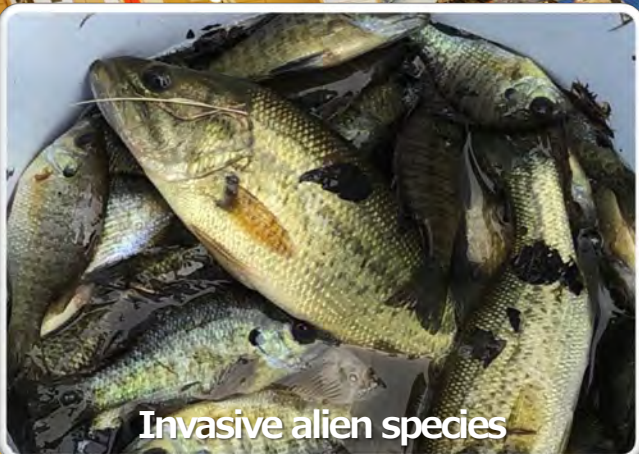


Yanase-river/Kiyose

Communicating the richness of local nature through experience

1

Examples of activities



Invasive alien species



Kanayama park/Kiyose

Learn from the farmers how they process a natural seasoning ingredients

2

Examples
of activities



Learn from the farmers how they process a natural seasoning in

2

Examples
of activities



Café Naokichi (Community Café)
/ Museum Café

Creating opportunities for citizens to think about urban disaster prevention



3

Examples
of activities

これからの博物館の目指す姿



**博物館は地域課題の解決に
どのようなことが出来るのか**



地域のHub

- 博物館は、私たちの生活や地域社会における様々な課題を、科学的（○○の）視点から居住者／利用者に問いかけ、共に解決策を考え、試行していくフォーラムのような場
- 地域の潜在的な資源とその価値を見出し、それらを市民と共有するコミュニケーション活動を通じて、地域コミュニティの持続に貢献する

第2次基本計画ローリングプラン2016

- 中期事業評価に伴い、現状に沿う実効性の高い基本計画の見直しを行ったもの
- **圏域市民と「ともにつくりあげる」「価値を共創できる」科学館であるために**、科学館のステークホルダーに対して多様な市民調査を行いそれらを反映
- **多摩六都圏域の課題を解決するために**、多摩六都科学館に出来ることを関係者と協議、新たな役割を設定

多摩六都科学館 第2次基本計画

平成26年度～平成35年度
(2014年度～2023年度)

ローリングプラン2016

平成29年9月

多摩六都科学館組合

第2次基本計画ローリングプラン2016

| Phase 1 | Phase 2 | Phase 3 |
|--|--|--|
| 平成6年3月開館～平成15年度 | 平成16年度～平成25年度 第1次基本計画 | 平成26年度～平成35年度 第2次基本計画 |
| 科学館事業 (中核事業) | 導入期 | 成長期 |
| 導入期 | 成長期 | 成熟期 |
| <p>広域行政圏の拠点施設としてスタート</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成2年1月「(仮称) 子供科学博物館基本構想書」 <p>生涯学習・文化の振興が主目的</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置目的：次代を担う子どもたちの夢を育み、科学する心を養うとともに、各世代にわたる生涯学習の推進を図り、文化の振興に寄与するため、多摩六都科学館を設置する <p>開館時のうれしい悲鳴</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成6年(1994年)3月1日 多摩六都科学館開館 売り物のプラネタリウムは、世界一の大きさのドームと最新式の投影機・70ミリ全天周映像による番組構成 3月だけで3万人が来館、平成6年度16万8千人の利用者 北多摩の目玉となる施設になる <p>急激な利用者減</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度は12万5千人、以降急激に落ち込んで、5年目には10万人を切る瀬戸際に スタッフの努力がなかなか評価や成果に結びつかない時期 <p>7年度目の改革</p> <ul style="list-style-type: none"> もう一度来てみたくなる科学館をめざし、常設展示を入れ替え、プラネタリウムのオリジナル番組を開発、ボランティア制度にも取り組む リピーターの獲得、市民参画のしくみづくりが功を奏し、7年目以降は徐々に利用者も増加 | <p>基本計画や財政計画を策定</p> <ul style="list-style-type: none"> いち早く事業評価制度を取り入れて運営改善を実施 専門性と運営の効率性を同時に高めていくことをめざす <p>基本理念 (今後も継承される科学館事業の理念)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 科学と人間の調和を目指す ② 文化としての科学を追求する ③ 専門性とエンジョイメントの両立を図る (*) ④ 地域コミュニティの生涯学習拠点とする ⑤ 徹底した利用者中心を追求する <p>組合構成市の財政難・ハードの更新時期</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業経費が大幅に削減され、更なる変革を推進 開館から15年が経過し、プラネタリウム機器を更新する必要が高まる 常設展示の在り方の検討をはじめ <p>ソフト・ハードの大転換</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理運営者を直営から指定管理者にするプランと併せて運営形態の大改革を果たす 平成24年に導入した新しいプラネタリウムの「ケイロンII」は、最新の技術の粋を集め、「最も先進的なプラネタリウム」として世界に認定され内外の注目を集める 常設展示は、「ラボ」を起点とするコミュニケーションの場に舵を切り、リニューアル事業は大きな成果をあげた <p style="text-align: right;">地域拠点事業</p> <p>(*プログラムの開発実施時の基本理念)</p> | <p>科学館の役割が変わりつつある</p> <ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災や原子力発電所の事故を経験し、科学や科学技術とどう向き合っていくかが問われる今、科学館の役割が変わりつつある 専門家と市民の橋渡しをするだけでは済まなくなり、市民の科学リテラシー(生活者として科学や先端技術を理解・評価し利用できる力)を育む場が求められている <p>多摩六都科学館が次にめざすこと</p> <ul style="list-style-type: none"> 多摩六都圏域の人々や資源をつなぎ、身近な地域の価値に目を向け、多様な学びの場を創造すること 地域への誇りと愛着を生み出す体験の場をつくりだすこと 従来の科学館事業を基礎として、価値・ソフト・コンテンツ・ひと・地域を、市民とともにつくりあげていく場となること ソーシャル・インクルージョン²に基づき、誰もが楽しみ、交流できる場をつくりあげること 自分の科学館・地域の科学館として市民から愛されること <p>今後も成長発展するためにマーケティング戦略の転換のとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ライフサイクルの成熟期を迎えた施設として、マーケティング戦略の大幅な見直しを図る時期に来ている。ターゲットの多様性の担保が必須 利用者の科学館体験を総合的に高めていくことをめざし、情報発信・プログラムへの申込み方法、参加体験の各プロセスに対するきめ細やかなフォロー等の改善に継続的に取り組んでいくことが必要 |

http://www.tamarokuto-sc.or.jp/modules/info/index.php?content_id=16

地域在住外国人×科学館

平成31年度文化芸術振興費補助金
 地域と共働した博物館創造活動支援事業
 (博物館を中核とする文化クラスター形成支援事業)

ミュージアムを中心とした 地域の多文化共生推進プロジェクト

美術とコミュニケーション

橋本麻里

ライター・エディター

公益財団法人永青文庫副館長

小田原文化財団理事

金沢工業大学客員教授（工学の曙文庫）

**地上波テレビの美術番組が
つまらない。
だったらニコ生だ！**

タレントのコメント、小芝居パート、再現ドラマはらない。

学芸（研究）員13名のガチトーク、3夜8時間。

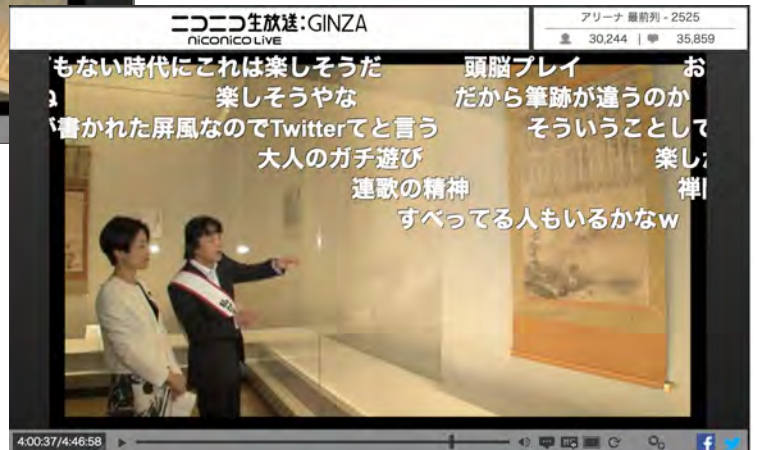
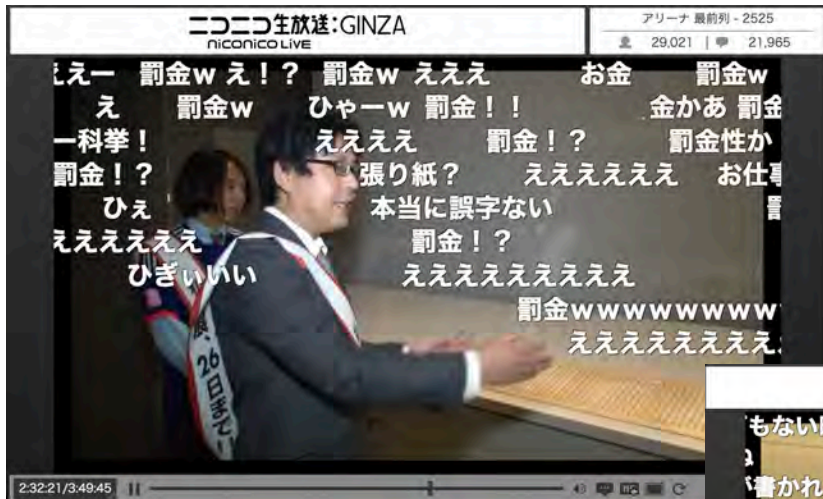
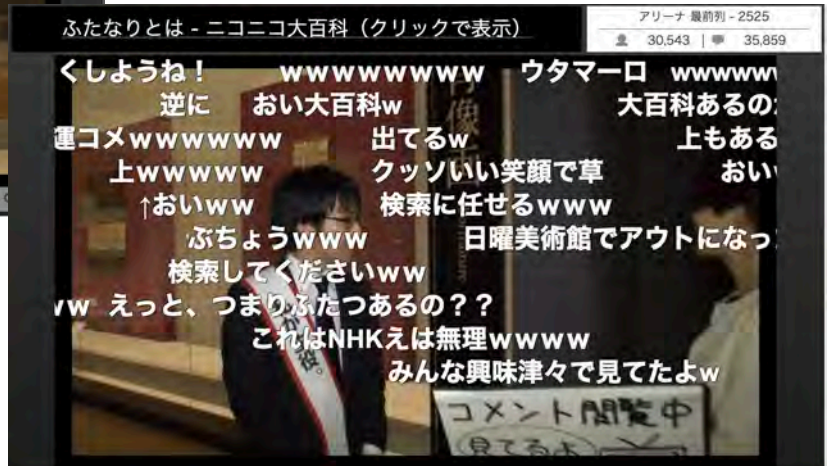
合計視聴数11万View。満足度99%超え。

2017秋 日本美術ブロックバスター展

- ・ 東京国立博物館 特別展「運慶」 9/26-11/26、55日間
- ・ 京都国立博物館 特別展「国宝」 10/3-11/26、48日間
- ・ 正倉院展、長澤芦雪、狩野元信etc…



「ニコ生は筋書きのないドラマ。」



- みやもと春九堂@不審者** @Shun9do · 11月18日
ほんとこれ円盤にしてくれねえかな。すごい貴重な資料映像なんだけど。
- 【ニコ生視聴中】京都国立博物館「国宝」展祭り！～続編 生中継+過去作 一挙再放送～ live.nicovideo.jp/watch/lv308748... #nicohou
- 京都国立博物館**
「国宝」展祭り 京都国立博物館「国宝」展祭り！～続編 生中継+過...
※この番組のタイムシフトは諸般の事情により11月26日(日)までとなります。京都国立博物館「国宝」展の続編生中継が決定！過去作一挙放送に加えて、新たに4期...
live.nicovideo.jp
- 館** @teiboutaskforce · 11月18日
ニコ生での国宝展解説。解説をする京博の研究員の皆さんが熱くて素晴らしい。こういった熱意ある研究者や学芸員で文化財も研究され、そして国民にも適切な展示方法で鑑賞することができるんだらうなあ、と感じる。まだまだ放送中。(ちなみに熱意溢れてて予定よりも遅れた番組進行中w)
- もなこ** @monaco_grace_y · 11月18日
あ一面白かった！！京博のニコ生。
あんな楽しい研究員さんたちがやってるんだもん。京博ますます親しみ感じるワ。国宝展1回だけだけ行って良かった！また面白そうな展示のときぜったい行こうっと！
#京博
- さるこ (錯乱中)** @saruccoTL · 11月18日
はあー、国宝展のニコ生めっちゃおもしろかった。学芸員さんが推しの作品について熱く語ってるのを聞くだけでおもしろいし、トラりん抱っこしたままウロウロしてた妖精さんも良かったなw

- egamiday** @egamiday · 11月19日
国宝展のニコ生見てるけど、これ間違いなく2017年のアルファコンテンツだわあ
Retweeted by 橋本麻里
retweeted at 21:49:23
- Rutile** @venusgoldnrtille · 11月19日
ニコ生の京博国宝展、めっちゃ面白かった。国宝に落書きされてるって教えてもらわなければ全然知らない情報だった。テーマソング作るぐらいだったら、ニコ生で作品解説して欲しいんや！各美術館でもニコ生中継してほしい。楽しさ倍増。ほんとうに素晴らしい。
Retweeted by 橋本麻里
retweeted at 21:49:15
- 春乃 梅子は考查期間** @Ume_89_39 · 11月19日
「国宝」展のニコ生放送を約8時間ぶっ通しで見ました…！
学芸員さんの展示品に対する知識の豊富さ熱い思いとか見ててとても楽しかったです！！本当に行けないのが悔しい…図録買います(使命感)あんな風な学芸員とか美術を伝える人になりたいって思いました！！
Retweeted by 橋本麻里
retweeted at 21:48:41
- meimei** @meimei_0_0_0 · 11月19日
ニコ生の京博国宝展、再放送+今日の生放送、全部見てしまった。
学芸員さんが熱いのは前回見てたのでわかりきってたけれど、前よりもさらに熱くなって本気出している感じがすごかったw！時間くらい延長してたけれど、それでもまだまだ話し足りない感じがすごく良かった
Retweeted by 橋本麻里
retweeted at 21:48:37



学芸員こそが国宝。

🔄 しかのつかささんと他2人さんがリツイートしました



miztan2 @miztan2 · 11月8日

きのうおとといのニコ生の橋本麻里さんによる京博の学芸員(国立博物館なので正確には研究員)の13人による国宝展解説が高濃度すぎてあれはすこぶるいい番組だった。学芸員こそが国宝、というのがよくわかる番組だった。



🔄 100

★ 204





1930(昭和5)年 開館

所蔵品 約3千点 うち絵画1千

展示場延べ床面積 約2000

職員 約40名 うち学芸員4名



大原孫三郎

1880(明治13)年生まれ。

父の孝四郎より、倉敷紡績の経営を引き継ぎ、その発展を担うとともに、いくつもの公益性が高く非営利事業を、創設、運営する。

大原孫三郎

1880 (明治13) 生

児島虎次郎

1881 (明治14) 生



これは個人の願いにては候はず。
日本の芸術界のために最も有益なる次第にて・・・



アマン＝ジャン
(1860～1936)

髪
1912年頃作



大原美術館の礎

今を生きる人々にとって意義あることは？

優れた西洋美術作品の
収集と公開

美術館は倉庫のように
よどんだ単なる陳列場
であるのではなく、常に生きて
成長しなければならない。

コレクションの拡充
各種講演会、コンサート事業
展示棟の増設



大原美術館の礎（創業）⇒成長（第二創 ⇒第三創業業）



今を生きる人々にとって意義あることは？

優れた作品の収集と公開

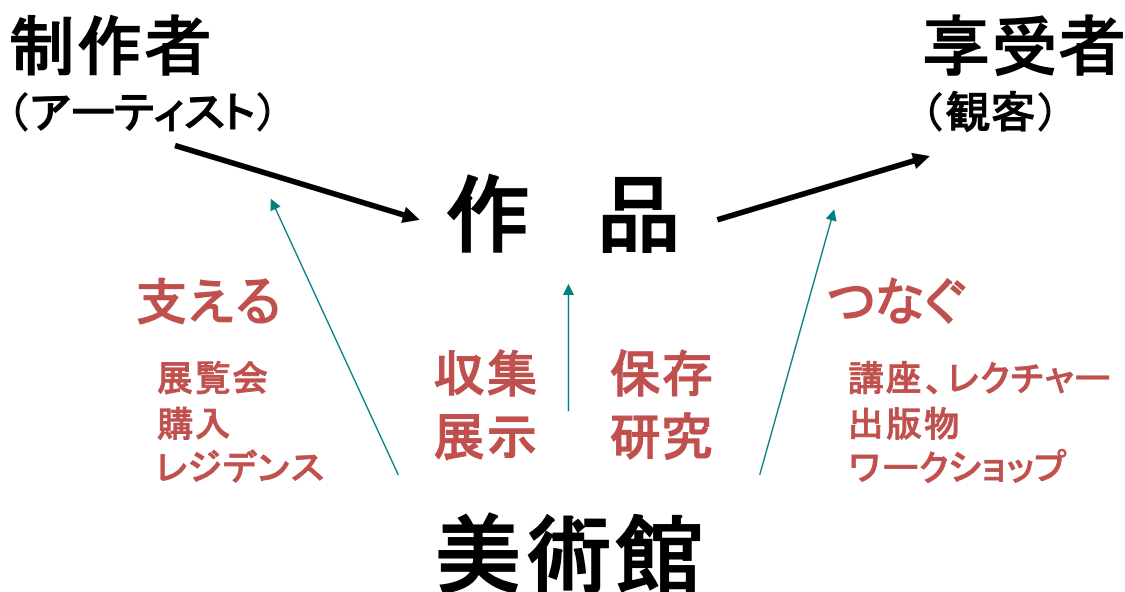


美術館は生きて成長してゆくもの

コレクションの拡充
展示棟の増設
各種事業



21世紀の社会と美術館
～文化が汗をかく時代～



所与のコレクションとハートを21世紀の社会に活かすための多角的な展開

有隣荘特別公開

大原家旧別邸有隣荘を舞台に世界的な活躍を見せるアーティストが展覧会を開催。

ARKO Artist in Residence Kurashiki, Ohara

児島虎次郎が使用したアトリエでの滞在制作プログラム。毎年1名を公募で選び、最長3ヶ月の制作と完成作の公開。

AM倉敷 Artist Meets Kurashiki

映像やダンスの作家を招聘。倉敷で取材した作品を展示公開。若手作家とは長期間のキャッチボールで展覧会を作り上げる。



学校団体来館 実績

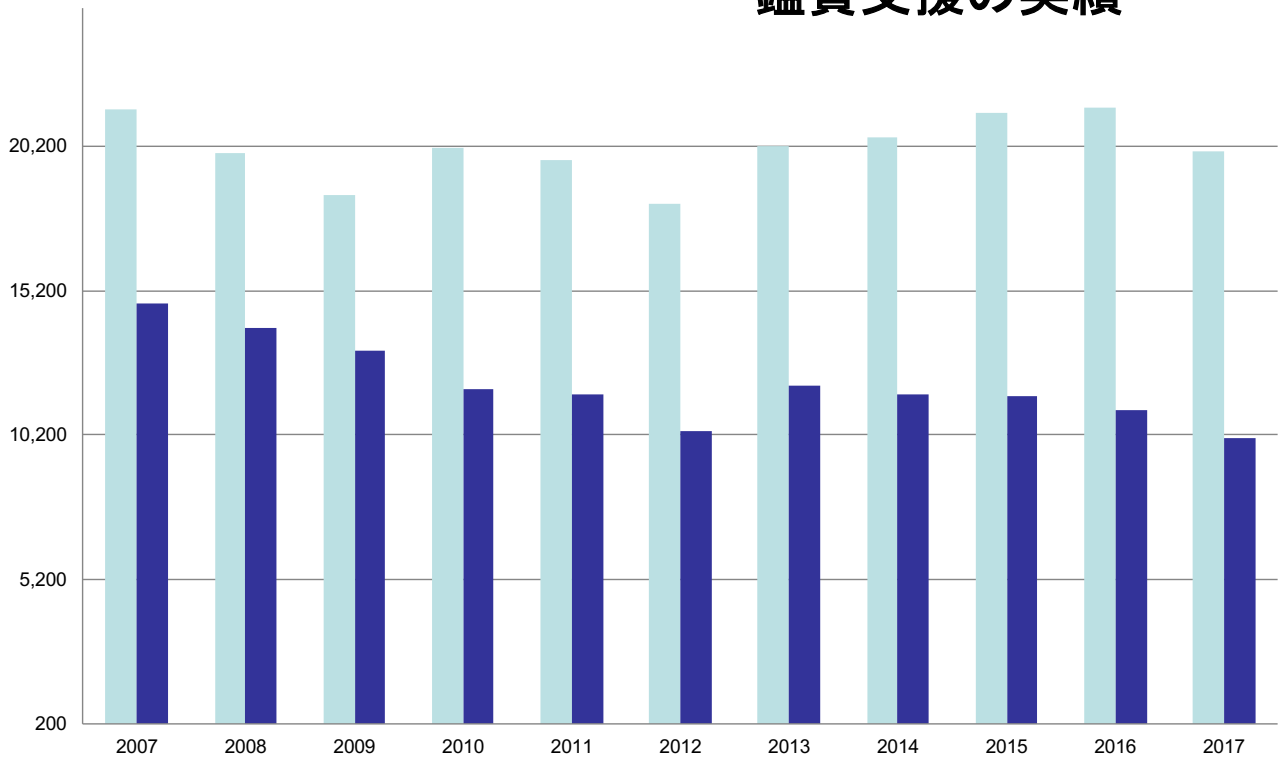
学校団体への 鑑賞支援の実績

| | | | | |
|----------|-------|---------|-------|---------|
| 小学校 | 100校 | 7,629人 | 88校 | 6,726人 |
| 中学校 | 47校 | 3,207人 | 25校 | 1,387人 |
| 高等学校 | 81校 | 7,965人 | 45校 | 3,151人 |
| 特別支援学校 | 8校 | 314人 | 2校 | 72人 |
| 大学・専修学校等 | 45校 | 2,049人 | 20校 | 926人 |
| その他 | 8団体 | 181人 | 2団体 | 115人 |
| 計 | 289団体 | 21,345人 | 182団体 | 12,377人 |

引率者を含む。(2015年度実績)

学校団体来館実績

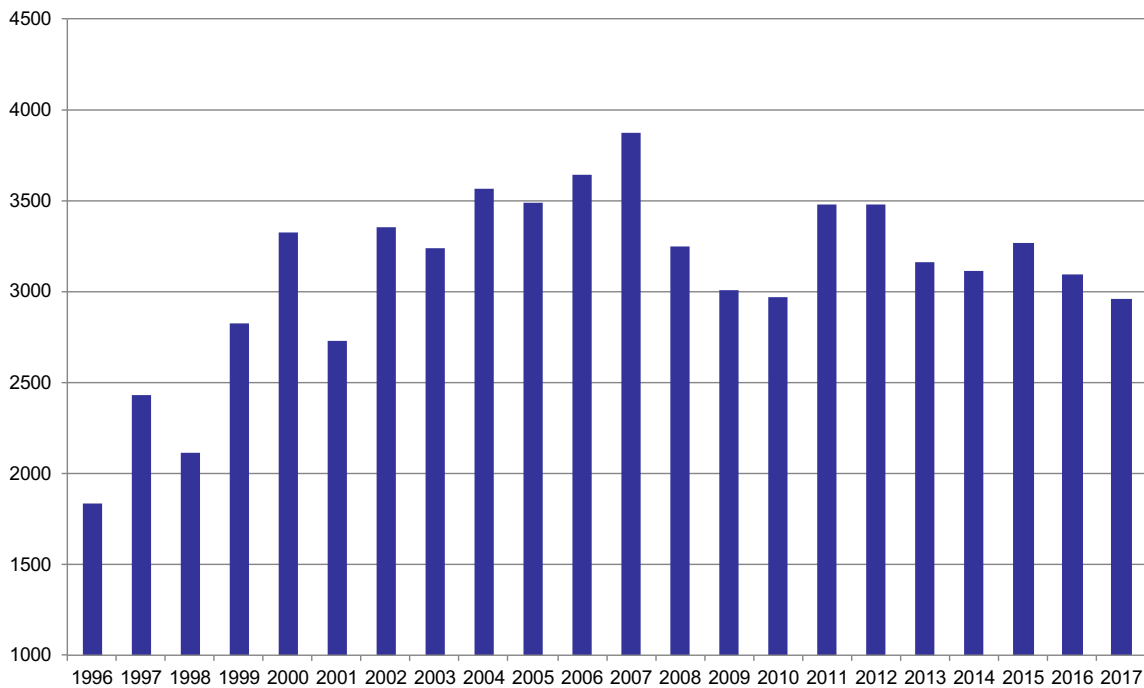
学校団体への鑑賞支援の実績



年間2万人を超える学校団体の受け入れ。
その半数に、無償で鑑賞支援プログラムを提供。

未就学児童(5歳児)受入れプログラム実績

のべ受入れ人数



| 年度 | 受入園数 |
|------|------|
| 1993 | 1 |
| 1994 | 2 |
| 1995 | 6 |
| 1996 | 16 |
| 1997 | 17 |
| 1998 | 17 |
| 1999 | 21 |
| 2000 | 23 |
| 2001 | 22 |
| 2002 | 22 |
| 2003 | 24 |
| 2004 | 25 |
| 2005 | 24 |
| 2006 | 24 |
| 2007 | 24 |
| 2008 | 24 |
| 2009 | 25 |
| 2010 | 25 |
| 2011 | 26 |
| 2012 | 26 |
| 2013 | 26 |
| 2014 | 27 |
| 2015 | 27 |
| 2016 | 28 |
| 2017 | 28 |
| 2018 | 29 |

倉敷周辺の保育園、幼稚園から多数の子ども達を受け入れ、
多様なプログラムを提供。

大原美術館 使命宣言

1・アートとアーティストに対する使命

先人の偉業を保全・顕彰し、新しい創造活動への挑戦を支援・推進します。

2・あらゆる「鑑賞者」に対する使命

人生がより豊かで真実味のあるものとなるように、美術や文化に接する自由で良質の場を提供します。

3・子どもたちに対する使命

明日を担う子どもたちが幼児から美術や文化にかかわることが出来るように、様々な体験の場を提供します。

4・地域に対する使命

誇りと愛着を持って倉敷に生き、質の良い日本と世界の出会いの場として地域とともに生き続けます。

5・日本と世界に対する使命

世界の人々の相互理解と融和を進め、日本文化の心根を広く世に伝えるために、「多文化理解の装置」としての美術館を磨き高めます。

2019年11月23日 シンポジウム「博物館政策のこれから」

松田 陽（東京大学 文化資源学研究室）

amatsuda@l.u-tokyo.ac.jp

1. 自己紹介（これまでの博物館との関わり）

- 2011-15年：英国 University of East Anglia にて学部・大学院レベルの museum studies 授業担当（理論&実践）ならびに同修士課程コースの責任者（2014-15年）
- 2016年度～：文化審議会 文化政策部会 → 2018年3月策定の文化芸術推進基本計画（第一期）に向けて2017年度に集中審議
- 2017年度～：市川市博物館協議会
- 2018年度～：文化審議会 → 2018年改正・2019年4月施行の文化財保護法
- 2018年度～：日本学術会議「博物館・美術館等の組織運営に関する分科会」→ 現在、提言準備中（博物館の認証制度の確立も含まれる予定）
- 2019年2月：文化資源学フォーラム「コレクションを手放すー譲渡・売却・廃棄」
→ 日本ならびに世界のミュージアムにおけるコレクション管理・収蔵庫問題
- 2019年9月：ICOM 京都大会 2019 museum definition 改正に関する議論

2. 博物館の現状と課題

- 博物館法、文化芸術基本法、文化財保護法の相互関係が不明確
- 国の博物館費の大幅減少 ← 地方分権推進の結果、社会教育施設整備費補助事業廃止
[参考] 今年度文化政策部会配布資料によると、
我が国の博物館費（社会教育費）：2792億円（1999年度）→1475億円（2016年度）
- 公立博物館の減少
- 実態から乖離した登録制度（2015年度：登録895館、相当施設361館、類似施設4434館）
- 収蔵庫、台帳、目録が不完全なままの館が多い
- 学部レベルでの学芸員資格取得者の博物館就職率が異常に低い → 実習受入館の負担
- 教育委員会所管の強みを活かした廃校利用

3. 国の博物館施策の展望

短期

博物館振興

- 国の財源は現実的には観光関連しかないか
- 「優良館」の持ち上げ + 「疲弊している館」への支援（補助金の支給対象認定において台帳整備などを条件化）の両方必要
- 数値目標だけの追求にならぬように「持続可能（性）」の言葉を入れ込むこと必須

中期

認証制度の導入 → 認証機関は日本博物館協会か

大学院レベルでの博物館学教育の強化 → リカレント教育が現実的か

長期

博物館法、文化芸術基本法、文化財保護法の相互関係性の明確化

→ 博物館は「社会教育施設」であり「文化施設」だと明確に位置づける
博物館への物品寄付に対する税制優遇措置の拡充

[参考]

文化芸術基本法（抄）

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

博物館法（抄） → 文化財保護法に一度だけ言及

第三条

八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。

文部科学省設置法（抄）（2018年改正）

第四条 文部科学省は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

（中略）

八十一 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。

第十八条 文化庁は、文化の振興その他の文化に関する施策の総合的な推進並びに国際文化交流の振興及び博物館による社会教育の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

文化財保護法（抄）

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。

社会教育法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）

（平成20年6月3日参議院 文教科学委員会）

五 博物館については、多様な博物館がそれぞれの特色を発揮しつつ、利用者の視点に立ったより一層のサービスの向上が図られるよう、関係者の理解と協力を得ながら登録制度の見直しに向けた検討を進めるとともに、広域かつ多岐にわたる連携協力を図り、国際的に遜色のない博物館活動を展開できるような環境の醸成に努めること。

表-20 収蔵庫、資料台帳、資料目録の状況（全体／時系列比較）

(%)

| | | | 平成9年 (N=1,891) | 平成16年 (N=2,030) | 平成20年 (N=2,257) | 平成25年 (N=2,258) | | |
|--------|--------------------------|----------------|-------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------|-----------|
| 収蔵庫 | 資料の収蔵のために用いられている割合 | 3割以下 | — | 10.9 | 10.5 | 6.4 | | |
| | | 3割から5割程度 | | 5.6 | 4.8 | 3.7 | | |
| | | 5割から7割程度 | | 8.8 | 8.2 | 7.4 | | |
| | | 7割から9割程度 | | 16.8 | 18.6 | 18.9 | | |
| | | ほぼ、満杯 | | 28.4 | 29.4 | 27.4 | | |
| | | 入りきらない資料がある | | 17.2 | 17.6 | 19.1 | | |
| | | 収蔵庫はない | | — | — | 12.5 | | |
| | | 無回答 | | 12.3 | 10.9 | 4.7 | | |
| 資料台帳 | 「資料台帳」記載の所蔵資料の割合 | ほとんどすべて | 49.9 | 53.3 | 53.2 | 47.1 | | |
| | | 4分の3程度 | 13.4 | 13.3 | 14.8 | 17.1 | | |
| | | 半分程度 | 11.2 | 10.4 | 9.4 | 9.1 | | |
| | | 4分の1程度 | 4.1 | 4.3 | 4.2 | 3.5 | | |
| | | ほんの少し | 10.8 | 8.2 | 8.7 | 4.8 | | |
| | | 「資料台帳」は未完成 | — | — | — | 12.9 | | |
| | | 無回答 | 10.7 | 10.6 | 9.7 | 5.5 | | |
| | 電子メディアにデータ・ベース化された「資料台帳」 | 有無 | ある | 20.3 | 35.5 | 42.6 | 48.7 | |
| | | | ない | 75.2 | 59.5 | 51.7 | 47.2 | |
| | | | 無回答 | 4.5 | 5.1 | 5.7 | 4.2 | |
| | | 「ある」場合の収録資料の割合 | | | (N=384) | (N=720) | (N=961) | (N=1,099) |
| | | | ほとんどすべて | 32.6 | 40.7 | 45.7 | 50.4 | |
| | | | 4分の3程度 | 12.0 | 17.4 | 17.3 | 19.9 | |
| | | | 半分程度 | 16.7 | 12.9 | 13.4 | 13.4 | |
| 4分の1程度 | 12.2 | 11.5 | 10.2 | 7.2 | | | | |
| ほんの少し | 23.4 | 15.6 | 11.8 | 7.6 | | | | |
| 無回答 | 3.1 | 1.9 | 1.7 | 1.5 | | | | |
| 資料目録 | すべての資料を記載した「資料目録」 | 有無 | ある | 22.0 | 21.7 | 22.3 | | |
| | | | ない | 70.2 | 70.9 | 71.8 | | |
| | | | 無回答 | 7.8 | 7.4 | 5.9 | | |
| | | ある | 印刷・刊行 | | | (N=416) | (N=440) | (N=504) |
| | | | | されている | 37.5 | 35.2 | 30.0 | |
| | | | | されていない | 61.8 | 64.5 | 69.0 | |
| | | | 販売 | 無回答 | 0.7 | 0.2 | 1.0 | |
| | | | | | | (N=156) | (N=155) | (N=151) |
| | | | | されている | 48.1 | 52.9 | 51.0 | |
| | されていない | 45.5 | 38.7 | 48.3 | | | | |
| | 無回答 | 6.4 | 8.4 | 0.7 | | | | |
| | 資料の一部を記載した「資料目録」 | 有無 | ある | 45.1 | 45.6 | 39.8 | | |
| | | | ない | 42.4 | 43.2 | 32.9 | | |
| | | | 無回答 | 12.5 | 11.3 | 27.3 | | |
| ある | | 印刷・刊行 | | | (N=852) | (N=925) | (N=899) | |
| | | | されている | 65.1 | 67.9 | 66.9 | | |
| | | | されていない | 33.8 | 30.3 | 32.3 | | |
| | | 無回答 | 1.1 | 1.8 | 0.9 | | | |
| | | 販売 | | | (N=555) | (N=628) | (N=601) | |
| | | | されている | 54.6 | 58.1 | 62.4 | | |
| されていない | 40.4 | | 35.8 | 35.6 | | | | |
| 無回答 | 5.0 | 6.1 | 2.0 | | | | | |

質問が大きく変更されており比較不可能

教育基本法

社会教育法

博物館法

文化財保護法

文化芸術基本法

当日の様様



発行:2020年3月24日

編集:小林真理、大鐘亜樹

〒113-0033 東京都文京区本郷 7-3-1

東京大学大学院 人文社会系研究科 文化資源学研究専攻

TEL/FAX: 03-5841-1251